

目次

1. 調査・分析方法全般	4
1) 評価判断の基本方針	4
① 事業目的/プロジェクト目標を明確化	4
② 事業のロジックがつかない場合	4
③ 事業の評価範囲の特定	4
④ エビデンスを基にした事実確認と事実に基づいた判断	4
⑤ 外部要因の考え方	5
⑥ 一体評価・合同評価	5
2) スキーム別の基本方針等	5
2. 評価6項目	8
妥当性・整合性	8
1) 評価判断の基本方針	8
妥当性	8
1) 評価判断の基本方針	8
① JICA の評価の視点	8
② 妥当性分析における留意点	8
③ 相手国政府の開発政策	8
④ 相手国の開発ニーズ	8
⑤ 事業計画やアプローチ等の適切さ	9
2) スキーム別の基本方針等	10
整合性	11
1) 評価判断の基本方針	11
① JICA の評価の視点	11
② 日本の援助政策	11
③ JICA の他事業、他の開発協力機関等による支援との連携/調整	11
④ 国際的な規範・基準について	12
2) スキーム別の基本方針等	12

有効性・インパクト	13
1) 評価判断の基本方針	13
① JICA の評価の視点	13
② その他の対応	13
③ 例外的な対応	14
有効性	15
1) 評価判断の基本方針	15
2) スキーム別の基本方針等	15
インパクト	18
1) 評価判断の基本方針	18
2) スキーム別の基本方針等	20
効率性	21
1) 評価判断の基本方針	21
① JICA の評価の視点	21
② アウトプット（成果）及びインプット（事業期間および事業費）	21
③ その他の対応	21
2) スキーム別の基本方針等	22
持続性	27
1) 評価判断の基本方針	27
① JICA の評価の視点	27
② その他の対応	27
2) スキーム別／項目別の基本方針等	27
3. ノンスコア項目（レーティング対象外）	32
適応・貢献	32
付加価値・創造価値	33
提言・教訓	34

別添 1：妥当性・整合性のサブレーティングについて

別添 2：整合性における連携/調整とその成果の考え方

別添 3：（技プロ）プロジェクト目標と上位目標、（資金協力（有償、無償））事業目的トインパクト

別添 4：効率性のサブレーティングについて

別添 5：事後評価時における内部収益率（IRR）再計算時の注意点

別添 6：ジェンダー視点に立った事後評価の実施に向けた留意点

別添 7 : 「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」の視点に立った事後評価

別添 8 : 「人々のウェルビーイング (People's Well-being)」の視点に立った事後評価

別添 9 : 紛争影響国・地域に留意した事後評価の視点

1. 調査・分析方法全般

1) 評価判断の基本方針

① 事業目的/プロジェクト目標を明確化

- ・事業の貢献/付加価値が効果に繋がっているかに留意して、因果関係を確認する。
- ・事業概要（事業の目的）は「本事業は〇〇〇（対象地域）において△△△（アウトプット）を実施することにより、×××（アウトカム）を図り、もって●●●（インパクト）に寄与するもの。」の定型文で通常定義されている。△△△（アウトプット）にあたるものを明確にしたうえで、×××（アウトカム）の達成度合い（想定していた効果の発現度合い）を測る。アウトカム/インパクトの発現度合いは、計画時/審査時の指標に目標値が設定されている場合、原則はその指標の計画値と、計画時 / 審査時に設定した完成〇年数後における実績値とを比較して判断する。

② 事業のロジックがつかない場合

- ・事業目的/プロジェクト目標に基づいて事業がめざした効果と開発課題への貢献の道筋（アウトプット、アウトカム、インパクトの関係¹）を改めて整理・解釈するが、評価判断が意図的に高くなるような再整理・再解釈は行わない。
- ・資金協力に関してロジックを再整理・解釈をした場合は、当初の事業目的を記載した上で、評価方針を設定する。

③ 事業の評価範囲の特定

- ・評価範囲を明確化するため、事前評価表や審査調書など計画時/審査時の関連資料を確認する。（詳細は次頁を参照）
- ・事業実施中に事業内容が担当事業部・事務所による正式な決裁を経て変更された場合、それに従い評価範囲を調整する。正式な手続きを経ていない変更（軽微な変更を除く）は、原則として当初の事業範囲を基に評価を行うとともに、その理由を確認する。

④ エビデンスを基にした事実確認と事実に基づいた判断

- ・必ずエビデンスに基づいて事実を確認し、判明した事実関係をもとに要因分析を適切に行い、評価判断を行う。
 - ◇ 統計資料の収集、文書の確認、キーパーソン²へのヒアリング等、現地調査前・実施中に情報収集を十分に行う。（JICA 提供資料等に記載されている二次データ（例・事前評価表に記載されている計画時/審査時の開発計画）についても、オリジナルを確認する。）
 - ◇ 当該事業に強い影響を及ぼしていると考えられる関連案件がある場合は、当該関連案件の既存資料や関係者のインタビューを行う。
 - ◇ 事業で設定された運用効果指標に関し、入手した情報量が評価判断を行うのに十分でない場合、可能な限り代替指標を設定する。
 - ◇ 評価の制約がある場合、制約を明記した上でサブラーティングを付す。（簡単に、評価不能とはしない。）
 - ◇ 定量的なデータのみならず定性的データを含めた十分なエビデンスが収集できなかった場合は、根拠がないにもかかわらず、サブラーティング④、もしくは①と判断することはできない（最終的に評価不能とする必要性がある場合、JICA と協議を行う）。（エビデンス収集が困難であった理由等を分析し、事業監理の観点から必要あれば、今後の教訓、提言にも反映させる）。

¹ アウトカムとインパクトの違いについては別添 2 を参照のこと。

² 技術協力は JICA 事業担当部や専門家等。円借款・無償資金協力は、施工/調達監理コンサルタントや JICA 事業担当者（審査/監理）等。また実施機関におけるキーパーソンについても JICA 在外事務所の担当者等から確認し、確実にヒアリングを行うこととする。

- ・可能な限り事実と仮定（反事実）を比較する。

⑤ 外部要因の考え方

- ・審査時/計画時に想定が困難であり、対応が不可能と判断されるような要因については、直ちには外部要因としない。外部要因として考慮するのは、天変地異や戦乱、治安悪化等による一時退避、新型コロナウイルス感染拡大等の想定しえなかったパンデミックの発生、ハイパーインフレ等の深刻な経済危機に限定する。以下の点に当てはまる場合には、外部要因としない。事業目的達成のために、不可欠な要因や前提条件である。
 - ◇ 事業対象地域において、継続的に起きている事象、頻発している事象である。
 - ◇ 計画時/審査時にリスクとして想定されていた内容である。
- ・紛争影響国・地域の事業については、計画段階において、平和構築アセスメント（PNA）が実施されており、不安定要因/紛争要因の検討や事業実施プロセスにおけるリスクの想定が行われている。このため、紛争影響国・地域の事業の事後評価では、事業実施中・完了後に発生した紛争等が、PNA または PNA に相当するリスク分析においてあらかじめリスクや不安定要因、前提条件として想定された事象であるかどうかを確認のうえ事後評価を実施する。なお、事業実施段階あるいは事業完了後に、PNA で想定していなかった要因が発生した場合、あるいは PNA で想定していた事象が計画時点で予期できないほど甚大な影響を及ぼした場合は外部要因とする。紛争影響国・地域で実施される事業の事後評価の視点については、別添 9「紛争影響国・地域に留意した事後評価の視点」を参照する。

⑥ 一体評価・合同評価

- ・他の関連する事業で相乗効果がある場合、評価の一体化も検討する。その場合は JICA から指示する。
- ・相手国政府、他ドナーとの合同評価の場合はその旨を記述する（ただし、報告書のクレジットは原則日本側の評価者のみとする）。評価プロセスは JICA から個別に指示を行う。

2) スキーム別の基本方針等

技術協力	有償資金協力	無償資金協力
【基本方針】 ・PDM の上位目標達成までを「本事業」と捉え、評価対象とする。 ・PDM 全体のロジックが整合しているか確認し、プロジェクトが実際に貢献した内容を分析・記述する。PDM 日本語版と他言語版の整合性も併せて確認する。 ・事業において移転された技術等が、その後、組織等の活動の中でどのように活用され効果発現につながっているのかという視点を踏まえること。	【基本方針】 ・円借款事業/海外投融資（以下「海投」）では、原則として審査資料や事前評価表等の事業概要で定義された「本事業」の全体（借入人・投資先自身、他ドナー資金や民間資金（協調融資の場合³）により実施される部分を含む）を評価対象とする。なお、「本事業」（本事業のスコップ）とは評価対象範囲全体を差し、そのうちの JICA が支援した範囲を円借款/海投対象と呼ぶ。	【基本方針】 ・無償資金協力事業は、先方政府によって資金供与あるいは実施された事項も含めて「本事業」と基本的に呼び、これを評価の対象とする。 【その他の対応】 <u>プロジェクトの基本的なコンポーネントが先方政府負担により実施される場合</u> ・「本事業」で整備/調達された施設や資機材の活

³ 円借款の協調融資には Joint Financing と Parallel Financing の二通りがあり、前者の場合は同じコンポーネントを支援することから評価対象となる。後者の場合は【その他の対応】に記載のとおり個別に判断する。

【開発計画調査型技術協力（以下、開調技協）について】

- ・開調技協では、M/P や F/S 等のアウトプットを産出することが期間内に達成すべき主目標となるという基本認識のもと、事前評価時に設定される「協力終了後に達成が期待される目標」では、①提案計画の活用目標と②活用による達成目標の二つの視点が記載されており、両視点が「今後の評価計画」として評価対象となっている。うち、②については、調査のアウトプットとしての提案（以下「提案計画」）がどのように相手国の経済社会開発に寄与するかという中長期的に達成が期待される目標を設定することが一般的であり、事業完了 3 年後の短いスパンでそれ自体の達成度を測ることは困難である。
- ・従って、上記①と②の位置づけを区別し、開調技協の事後評価は、事業完了 3 年後の提案計画の活用状況をモニタリングすること（①）に主眼をおくことを基本とする。
- ・なお、M/P や F/S 等の策定が主目的でなく、組織強化や能力強化が大きな柱といえる案件についての評価判断は、通常の技術協力プロジェクトと同様の視点で評価判断を行う（活動の継続や、実施体制の持続等）。また、緊急支援調査において事業実施やインフラ整備を行う場合、事業完了 3 年後に目指す効果・活用状況について評価判断に含める。

【その他の対応】

PDM の変更・改訂

- ・事業実施中に PDM が変更されている場合には、変更内容、理由、手続きの適切さについて確認し、該当する評価項目（妥当性、有効性等）において分析・記述する。ただし、当該事業のプロジェクト目標達成に向

- ・海投事業については、金融スキーム及びプロジェクトの内容毎に、以下の分類を想定する。分類毎に、事後評価のタイミング、評価項目・視点は異なることが想定されることから、本レファレンスをベースとしつつ、各事業の特性に応じた評価方針を検討する。具体的なアウトプット・アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が可能な案件である場合は「事業型」、そうでない場合は「一般型」と分類する。海外投融資案件の分類及び評価の視点については評価方針作成時に評価部と協議の上で決定する。

出融資		分類	
融資	プロジェクトファイナンス		
	事業型	コーポレートファイナンス	
	一般型		
	事業型	バンクローン	
	一般型		
出資	事業型	出資	
	一般型		
	ファンド		

- ・事業の目的に留意して評価対象を決定し、事前評価表等に定められたアウトカム、インパクトに留意して、評価を行う。
- ・投資の対象となる具体的アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が難しい場合（一般型コーポレートファイナンス、一般型バンクローン、一般型出資）は、上記「本事業」のスコープを借入人や投資先の財務や事業活動全体とすることも可能。
- ・金融機関・ファンドを通じた複数のサブプロジ

用による、期待された効果発現に不可欠なものがあれば、評価の対象とする。2016 年度以前に閣議決定された案件については効率性の項目も参照のこと。

広範囲のプロジェクトの一部として実施される場合

- ・無償資金協力事業は、相手国政府が特定の開発課題を解決するために計画するより広範囲のプロジェクト（以下「プロジェクト全体計画」という）の一部を支援するという考え方に立ち実施されることもある。
- ・無償資金協力事業に言及する時は、「本事業」を使用し、「プロジェクト」や「プロジェクト全体計画」の呼称を使用しない。

けたロジックを踏まえると適切と判断できない PDM の変更の場合は、変更前の PDM を計画とみなして、評価を行う（評価方針にて明確化する）。 <u>PDM の日本語版と他言語版で異なる記載がある場合</u> どちらの記載を正とするか判断し明記する。 ・異なる内容を評価方針の段階で確認し、明記する。 ・異なる内容を記載する背景や理由がある場合に、文書でその旨を確認する。報告書に背景や理由について可能な限り記載する。 <u>モデル構築事業</u> ・モデル構築事業の評価では、事業で目指した「モデル」の意味を可能な限り正確にとらえ、評価を行う。	エクトへの投資の場合、基本的に、金融機関の対象ポートフォリオ・ファンド全体と、個別のサブプロジェクトについて分析し、総合的な評価を行う（マイクロファイナンス等サブプロジェクトが多数におよぶ場合は、ポートフォリオ全体の評価を行う等個別に判断する）。 ・想定するエンドユーザー／サブプロジェクトへリーチしているか否か、リーチが拡大しているか否か等も、必要に応じて評価判断に加味する。 <u>【その他の対応】</u> <u>協調融資</u> ・他ドナー事業の実施が、円借款/海投事業目的の達成に必要不可欠ではない場合には、その部分は評価対象から除外する（事業目的と円借款事業内容との関係性（ロジック）によって、評価対象の範囲を設定する）。 <u>円借款/海投附帯プロとの一体評価</u> ・円借款/海投附帯プロと一体評価を実施する場合⁴には、報告書の事業概要の項目において、同附帯プロのプロジェクト目標と成果、上位目標と事業期間、事業費を記載したうえで、一体評価を行う旨を記載する。ただし、個別項目の分析度合いやサブレーティングへの反映方法は案件内容の特性に応じて個別案件ごとに検討する。	
--	---	--

以下、DAC6 項目（妥当性、整合性、効率性、有効性、インパクト、持続性）に沿った事後評価のポイント（視点）を整理する。

⁴ 一体評価とは、2 つ以上の事業でも 1 つの評価報告書にて評価分析を行い、1 つのレーティングを付すこととする。円借款/海投附帯プロについては、プロジェクトが完了していれば基本的には一体評価の対象とする。技協部分が本体事業評価時に未完了の場合、効果発現が確認できるものは一体評価の対象とすることもできるが、効果発現が確認できるほどの進捗がない場合は、別途評価とする。

2. 評価6項目

妥当性・整合性
1) 評価判断の基本方針 ・2021年度事後評価から「整合性」が追加されたことに伴い、妥当性では主に、事業固有の正当性や必要性（ニーズ）を確認、整合性では主に、協力機関側の関わり方を確認するとの整理とし、以前は妥当性で確認していた「日本政府及びJICAの開発協力援助方針との整合性」を妥当性から整合性に移した。 ・上述の通り、妥当性と整合性は内容的に重なる面があることから、別添1の通り、妥当性と整合性のそれぞれのサブレーティングの組み合わせをもって評価判断を行うこととする。
妥当性
1) 評価判断の基本方針
① JICAの評価の視点 ・支援実施の妥当性（当該国の開発政策、開発ニーズ（対象地域の選定の適切性/対象セクターの開発課題/対象地域の受益者層のニーズ）との整合性）を確認する。 ・介入の効果を受ける「受益者」に着目し、公平な社会参加を阻害されている人々への配慮など、公平性を踏まえて案件が形成・実施されているか。また、事業実施期間中に状況の変化が生じた際にも、常に妥当性を確保し続けるべく適切な調整を行ったかを確認する。 ・問題や課題の解決策としてプロジェクトの計画、アプローチのロジックは適切か確認する。（事後評価時点で問題や課題が存在する場合）
② 妥当性分析における留意点 ・妥当性の分析にあたっては、事前の資料等を参照しつつも、それらの記載のみをもって判断根拠とすることは避ける。複数の情報源から情報を収集し、当該案件が対象とするセクター/課題における本事業の位置づけをとらえ、妥当性を分析する。 ・妥当性は、案件の有効性における「目的達成度」とは切り離して分析する。つまり、「本事業の目標は達成されたため、事業実施の妥当性は高かった。」という分析は不適切。
③ 相手国政府の開発政策 ・計画時/審査時と事後評価時との政策との整合性を確認する。事後評価時の開発政策において整合するものがなくなった場合は、以下の相手国の開発ニーズの変化も踏まえて分析する。 ・相手国の開発政策との整合性を確認する際には、分析対象を揃える。例えば、計画時/審査時の分析対象として国家五ヵ年計画を採り上げる場合、事業完了時点（技術協力）や事後評価時点（資金協力）でもその時点の最新の国家五ヵ年計画を採り上げる。同じものを採り上げることが困難な場合は、それに相当するもので代替する。
④ 相手国の開発ニーズ ・計画時/審査時と事後評価時で確認する。 ・相手国の開発ニーズについては、対象事業の優先度及び受益者・対象地域の選定の適切性についても分析を行う。

- ・事業開始以降、事業及びその実施の妥当性が覆されるような変化（急激な経済環境の変化、政策の変化、社会的価値基準の変化に起因する対象セクターや対象受益者のニーズの変化など）が起きていないかについて確認する。
- ・案件の効果指標と同じ指標を用いて開発ニーズを論じる場合には、「効果指標が達成されていないので開発ニーズが引き続きある」と単純に結論付けず、その指標が達成されない背景情報を踏まえた上で分析すること。

⑤ 事業計画やアプローチ等の適切さ

- ・本項目では計画時/審査時や事業実施中の事業の「ロジック」が妥当であったかという点を確認する。
- ・計画時/審査時、事業開始時に、事業内容が、F/S や基本設計調査、詳細計画策定調査等の事前の調査において、代替案を含め十分検討されたうえで計画を選択したか確認する。またそれが妥当であると判断された場合にはその根拠を記載する。
- ・相手国政府負担事項については、相手国政府の責任範囲を確認したうえで、適切に選定されているかについても可能な限り明らかにする。
- ・【事業実施中に計画が変更されていた場合】
適切な変更がなされていたかという点を確認する⁵。事業実施中にロジックに変更があった場合は、その変更が妥当であったか、変更にかかる手続きが適切に行われたかという点を確認する。
- ・【計画と実績との間に非常に大きな差異が見られる場合】
内外の要因にかかわらず、事業計画におけるインプット、アウトプット、アウトカムを確認し、事業目的の達成、開発効果発現につながるロジックが適切に計画・デザインされていたか（達成のための必要コンポーネントや政策が欠けていなかったか）を分析する。一部、未実施部分の計画があった場合は、未実施となった理由、計画変更の要否、アウトカム/事業目的への影響等を検討し、アプローチ等の適切さについて分析を行う。
- ・【類似案件の教訓活用の確認】
事業事前評価に記載の「過去の類似案件の教訓と本事業への活用」について、教訓が実際に活用され、期待された成果があげられているかを確認する。
- ・【公平な社会参加を阻害されている人々への配慮・公平性】
「公平な社会参加を阻害されている人々」への配慮を含め、公平性⁶に配慮ができるものは、その観点からしかるべく案件が形成・実施されているか確認する⁷。公平な社会参加を阻害されている人々の定義は計画時/審査時に特定されている場合はそれに従い、特定されていない場合は、「開発協力大綱」に例示されている「子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等」及び「環境社会配慮ガイドライン」に例示されている「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど」を想定する。なお、複数の異なる側面の脆弱性を有する公平な社会参加を阻害されている人々については特に留意すること。

⁵ 計画内容（適切なロジック構築や代替手段の検討含む）、手段の適切性（プロジェクトの採った課題解決手段やアプローチ、適切なモデル構築等）、計画時に予見できなかったニーズや環境の変更等に応じた事業実施中の対応（ロジックの再構築）等の観点から検証、判断し、例えば「有効性が低いから妥当性は低い」という単純な整理は行わない。

⁶ 公平性（Equity）とは、受益者の差異に配慮し均等な結果の保証を目的とするものを指す。

⁷ 公平な参加を阻害されている人々の捉え方、評価の仕方については、別添7「誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」の視点にたった事後評価」も参照。

2) スキーム別の基本方針等		
技術協力	有償資金協力	無償資金協力
・ 相手国政府の開発政策、開発ニーズに関しては、計画時から事業完了時点の間の妥当性について確認する。なお事後評価時点の妥当性については「持続性」の項で確認する。 【その他の対応】 <u>新たな制度構築を目的とする事業(計画時の政策との整合性が具体的に明示されていない場合)</u> ・ 計画時の非整合のみをもって妥当性の評価判断を直ちに下げることはしない。	<u>海投の開発ニーズ</u> ・ 海投では開発ニーズとビジネスニーズ（顧客ニーズ）が必ずしも一致しないケースがある。両者を混同しないよう評価方針作成時にロジックを確認し、開発ニーズを妥当性の「相手国の開発ニーズ」の項目で分析する。 ・ 海投は協調融資により実施する事業が多く、協調融資先も含めた融資全体で開発ニーズとビジネスニーズに対応しているケースがある。その場合、事業目的と協調融資先を含めた事業全体のロジックを確認して分析する。	・ プロジェクト全体計画における協力対象事業の位置づけを確認するとともに、同プロジェクトのその他コンポーネントと協力対象事業の関係性に着目し、協力対象範囲の選定の適切性を分析する。

整合性

1) 評価判断の基本方針

① JICA の評価の視点

- ・我が国の国別開発協力方針及び事業展開計画と整合しているかについて確認する。
- ・JICA の他事業（技術協力、有償/無償資金協力、草の根技術事業、民間連携事業、JICA 海外協力隊等）と連携/調整し具体的な相乗効果・相互連関が認められるか。
- ・日本の他の機関が行う事業、他ドナーなどの開発協力機関や民間企業等と連携/調整し、これらの機関の支援との間に相乗効果・シナジーが生まれているかを確認する。
- ・国際的な枠組み（SDGs など国際目標やイニシアティブ、相手国が採択している国際的な規範や基準）と整合し、具体的な取り組みや期待される成果が示されているかを確認する。

* レーティングについては別添 1 参照。

② 日本の援助政策

- ・計画時/審査時の政策との整合性を確認する（事後評価時点における日本の援助政策との整合性の確認は行わない）。日本の援助方針との整合性について、外務省作成の国別開発協力方針、旧国別援助方針およびその別紙である事業展開計画、国別データブック、旧国別援助計画などを参照。JICA の援助計画等との整合性について、旧 JICA 国別事業実施計画、旧 JBIC 海外経済協力業務実施方針、旧 JBIC 国別業務実施方針、国別分析ペーパー等を用いて、なるべく具体的な（地域・セクターを絞り込んだ）方針を確認する。
- ・我が国開発協力との整合性の確認にあたっては、単に当該政策で示された重点分野やセクターと、評価対象事業の分野・セクターが同一であることを確認するだけでなく、当該政策で目指された開発目標の達成に向けて、評価対象事業がどの様に貢献しうるのかについても可能な限り分析を行う。

計画時/審査時の援助政策が不明確な場合（特定セクターの広域協力、国別援助方針等の未作成国等）

- ・計画時/審査時の具体的な援助政策が定かでない場合には、ODA 白書や ODA データブックの中の地域及びセクターに関する記載をもって妥当性を確認する。
- ・わが国の外交政策に基づく経済協力（例：APEC）、地域支援（例：TICAD）などの枠組で実施される協力については、これら政策を援助方針として位置づける。

③ JICA の他事業、他の開発協力機関等による支援との連携/調整

- ・事前評価時に連携が想定されていた場合、その計画と実績との比較を行う。
- ・連携の結果、成果の発現につながっている場合を加点的に評価していく。詳細は別添 2 参照。
- ・連携と成果に関する考え方については、別添 2 を参考にして、各案件の状況を踏まえて連携の有無と成果の発現状況を確認、評価判断を行う。
- ・計画時/審査時には想定されていなかった連携が確認された際は、連携に至った経緯の確認、その成果の発現状況を踏まえて、整合性の評価を行う。

評価対象案件に関連する別の JICA 事業（技術協力、有償、無償資金協力等）や相手国の全体計画や開発ニーズの一部を支援する事業の場合、また、他ドナーとの協調によるプログラム・アプローチによる支援（またはそれに準ずるような包括的、長期的な取り組み）である場合

- ・他事業との関連性や、本事業はどのニーズに対応するか、位置づけを分析・記述する。
- ・全体として目指していた（目指している）開発効果、その中での当該案件の位置づけや役割（貢献度）について把握・分析する。

④ 国際的な規範・基準について

- ・単に SDGs に合致しているだけでは、国際的な規範・基準に合致しているとは判断しない。その他、関連する重視すべき国際的な動向を表す規範・基準・枠組みを踏まえ、それに沿った形で案件が計画されているかとの観点で評価を行う。
- ・同一事項に関する国際的な規範・基準が複数（相反する場合も含む）ある場合、まずは相手国政府が採択している規範・基準を確認し、日本政府の方針等も踏まえ、採択が適当と判断される規範・基準との整合性を優先的に確認する。

2) スキーム別の基本方針等

技術協力	有償資金協力	無償資金協力
	・海投では、円借款同様の支援実施の妥当性（当該国の開発政策、日本の援助政策・JICA の援助方針との整合性）に加えて、「海外投融資による支援の必要性」を審査時/事後評価時で確認する⁸。 【その他の対応】 他機関との協調融資 ・円借款/海投で支援がなされたことの意義と円借款/海投対象範囲の適切性を分析する。 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・附帯プロは、円借款/海投の事業（本体事業）と連携することが前提であるため、附帯プロと本体事業との間で生じた連携による成果は整合性の評価判断で考慮しない。	

⁸ 同上

有効性・インパクト

1) 評価判断の基本方針

① JICAの評価の視点

有効性：直接的な結果、短期的効果の実現状況を確認する。期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度（施設、機材の活用を含む）。その際、受益者間において結果や事業効果に違いがあるか否かについて留意。

インパクト：社会システムや規範、人々のウェルビーイング、人権、ジェンダー平等を含む間接的・長期的効果の実現状況/正または負の影響、および、環境社会面での正または負の影響を確認する。

- ・事業で発現をめざした「効果」として一括りで考えられるため、有効性・インパクトを併せて評価を行う。
- ・事業効果の発現状況が計画と比較してどの程度発現しているかを踏まえ、評価判断を行う。
- ・有効性とインパクトとの判断における比重の置き方は、スキームによって異なることに留意する（別添3参照）。
- ・事業がめざした効果と開発課題への貢献の道筋（アウトプット、アウトカム、インパクトの関係）を意識して事業効果を評価する。
- ・評価方針の設定時は、以下の点に留意して分析する。
 - －個々の指標がアウトカム、インパクトとして設定された内容を適切に測れるか確認する。
 - －指標の定義を確認し、報告書に明記する。
 - －事業による付加価値（真に事業が生み出した価値）を分析する。
 - －事実と仮定（反事実）との比較を意識した上で、その事実が効果に繋がっているか因果関係を可能な限り確認する。
- ・目標値が達成されていたとしても、対象事業にとって正の外部要因に起因することが明らかな場合は、本事業の貢献度合いを分析した上で有効性・インパクトの評価判断を行う。

② その他の対応

計画時/審査時に想定/設定されたインパクト（資金協力）/上位目標（技術協力）について、ロジックに問題があるためにアウトカムから事業目的/プロジェクト目標、インパクト/上位目標への道筋（貢献度）が合理的に説明できない場合

- ・インパクト/上位目標の指標の達成度について代替指標や補完指標を立てた上で、達成度を論理的に説明可能な形に整理をして評価判断を行う⁹。事後評価時点で、評価者が指標等の追加や変更を提案する場合は、JICAの合意を得たうえで実施機関にも説明を行い修正する。
- ・代替指標や補完指標を置く場合でも、元々設定されていた指標についても可能な限りとらえて、判断に加味するか否かを含め検討する。

目標年や指標が設定されていない案件

- ・事後評価時点で入手できる最新の効果発現状況を分析、判断に加味する。

⁹ 資金協力において、事前評価時に設定されている運用・効果指標は、有効性とインパクトのいずれの指標とするか事業目的/プロジェクト目標と照らし合わせて整理を行う。また、事前評価表の指標等で記載がなくとも、背景等の記述から明らかに想定し得たと考えられるものは代替指標を立てたうえで評価判断を行う。それ以外の想定し得なかったインパクトについては評価において記載するもののレーティングの判断には加味しない。

関連する別の技術協力、資金協力等がある場合（一体評価でない場合）

- ・ 関連する別事業との相乗効果についても可能な範囲で検証するとともに、整合性での判断においても加味する。

本事業外で他ドナーとの連携・役割分担等が想定・実施されていた場合

- ・ 本事業の付加価値を意識しつつ、その内容と効果も分析・記述するとともに、整合性での判断においても加味する。

プログラム・アプローチ（又はそれに準じる包括的な支援）による場合

- ・ プログラム全体の中での本事業の位置づけ及び貢献を明確にする。
- ・ 関連案件との相乗効果に留意して、開発効果発現状況について分析する。

事後評価のタイミングにより、目標年から事後評価時点まで年月が経過している場合

- ・ 目標年の効果発現状況に加えて、目標年から事後評価時点までの効果発現状況の経年変化及び事後評価時点の効果発現状況を分析し、判断に加味する。

③ 例外的な対応

事後評価のタイミングにより、目標年より前に事後評価を実施する場合や事業の一部が未完了の案件

- ・ 事後評価時点までの効果発現状況の経年変化及び目標年における効果発現状況見通しを分析、判断に加味する。

可能な限り達成度を証明しようとしたものの特定の事業スコープ部分の成果が情報不足により確認・分析ができない場合

- ・ JICA の同意を得た上で、評価判断は行わないことも可能とする。

有効性及びインパクト各々については、以下のとおり。

有効性								
1) 評価判断の基本方針 ・計画時/審査時に設定されたプロジェクト目標/事業目的（定量・定性とも）¹⁰、成果、指標を基準として、事後評価ではその達成度合いを測る。 ・事業概要（事業の目的）の「本事業は〇〇〇（対象地域）において△△△（アウトプット）を実施することにより、×××（アウトカム）を図り、もって●●●（インパクト）に寄与するもの。」の△△△（アウトプット）にあたるものを明確にしたうえで、×××（アウトカム）の達成度合い（想定していた効果の発現度合い）を測る。 ・審査調書/事前評価表/基本設計調査報告書等で示されている計画時/審査時に設定された指標と目標値を、設定された完成後年数に合わせて実績値を比較する。 ・プロジェクト目標/事業目的、成果、指標の達成度に関する要因分析は、外部要因（対象事業にとって正の要因を含む）を含めて行う。 ・想定される受益者間の属性（例：年齢層、男女、部族、社会的地位等）の差異に着目し、定量的なデータ、聞き取り調査、定性調査等を通じ、可能な限り、受益者間での成果発現の差異とその理由についても分析すること。 【その他の対応】 <u>実施中の大きな計画変更に伴いアウトカムの変更が発生し相手国側と合意している場合</u> ・背景等を確認し、変更が適切であったか確認を行う。（必要に応じて妥当性で論じる） ・変更が適切だったと判断される場合、指標・目標値の変更について相手国側と合意していれば、それらと実績を比較する。指標・目標値の変更を合意していなければ、計画時/審査時の指標と目標値をインプット・アウトプットの変更に応じて調整する。 2) スキーム別の基本方針等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術協力</th><th>有償資金協力</th><th>無償資金協力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・実績の確認では、プロジェクト完了時点でのアウトプット（成果）とプロジェクト目標達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。 ・プロジェクト目標の達成度は、事業が完了するまでの実績に基づいて判断する。 ・アウトプット指標の実績値を検証することで、プロジェクト目標の指標の変化が本件の実施によるものか否かの判断を行う。 </td><td> ・審査調書や基本設計調査において定性的効果とされているものは、内容に応じ、有効性またはインパクトに整理し、それぞれの項目で分析する。 ・報告書作成時には、原則として、事前業評価時の指標分類に合わせて、整理・比較する。 【その他の対応】 <u>事業完成が遅れた場合</u> ・実際の完成年を基準として目標年を設定し直すこととする。 ・事業完成の遅れについては効率性で分析・判断する。 <u>実績値が計画値（目標値）からかけ離れた値となった場合</u> ・計画値/目標値が過大（過小）であったと考えられる場合は、そのような計画値/目標値設定に至った </td><td></td></tr> </tbody> </table>			技術協力	有償資金協力	無償資金協力	・実績の確認では、プロジェクト完了時点でのアウトプット（成果）とプロジェクト目標達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。 ・プロジェクト目標の達成度は、事業が完了するまでの実績に基づいて判断する。 ・アウトプット指標の実績値を検証することで、プロジェクト目標の指標の変化が本件の実施によるものか否かの判断を行う。	・審査調書や基本設計調査において定性的効果とされているものは、内容に応じ、有効性またはインパクトに整理し、それぞれの項目で分析する。 ・報告書作成時には、原則として、事前業評価時の指標分類に合わせて、整理・比較する。 【その他の対応】 <u>事業完成が遅れた場合</u> ・実際の完成年を基準として目標年を設定し直すこととする。 ・事業完成の遅れについては効率性で分析・判断する。 <u>実績値が計画値（目標値）からかけ離れた値となった場合</u> ・計画値/目標値が過大（過小）であったと考えられる場合は、そのような計画値/目標値設定に至った	
技術協力	有償資金協力	無償資金協力						
・実績の確認では、プロジェクト完了時点でのアウトプット（成果）とプロジェクト目標達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。 ・プロジェクト目標の達成度は、事業が完了するまでの実績に基づいて判断する。 ・アウトプット指標の実績値を検証することで、プロジェクト目標の指標の変化が本件の実施によるものか否かの判断を行う。	・審査調書や基本設計調査において定性的効果とされているものは、内容に応じ、有効性またはインパクトに整理し、それぞれの項目で分析する。 ・報告書作成時には、原則として、事前業評価時の指標分類に合わせて、整理・比較する。 【その他の対応】 <u>事業完成が遅れた場合</u> ・実際の完成年を基準として目標年を設定し直すこととする。 ・事業完成の遅れについては効率性で分析・判断する。 <u>実績値が計画値（目標値）からかけ離れた値となった場合</u> ・計画値/目標値が過大（過小）であったと考えられる場合は、そのような計画値/目標値設定に至った							

¹⁰ 運用・効果指標、定性的・定量的指標については、分類したうえで、それぞれの達成度を確認し、評価判断を行う。

【その他の対応】 プロジェクト目標の実績値が目標水準に達していない場合 ・アウトプットの産出状況、外部条件、PDM の論理構成を確認したうえで、「PDM のロジックが適切で、アウトプットが予定どおり産出しているにもかかわらず、その他要因により目標を達成しなかった」のか、「PDM のロジックは適切であるが、なんらかの要因でアウトプットを産出しなかったために目標が達成できなかった」のか、「PDM のロジックに破綻があり、アウトプットを産出してもプロジェクト目標につながらなかった」のか、などの検証を行う。 PDM の Theory Failure の場合 ・有効性・インパクトにおいて判断するのみならず、妥当性の判断に加味する。 既存の報告書から把握できる事業の実態を PDM が適切に描いていないと考えられる場合 ・事業がめざした「道筋」を整理し、有効性・インパクト等の評価判断のために事後評価で確認すべき内容を整理する。 ・一般論等に基づく「理想的な」（あるべき）PDM を作成するものではない。 ・効果の発現状況については、受益者（ターゲットグループ）を確認する（どの人口集団においてどの程度の人数が裨益したか）。 ・上位目標、プロジェクト目標、成果の記載を含め PDM の論理性に課題があるとみられる場合でも、事後評価段階で修正することは原則行わず、可能な限り既存の計画により評価を行う。	背景を分析・記述し、その理由を分析する。 ・F/S 時点の計画値の設定に問題があったと考えられる場合は計画の不備として記述し、教訓を導き出す。 ・技術支援（T/A）を目的としたコンサルティングサービス/ソフトコンポーネントが含まれている場合、同コンポーネントの効果の発現状況についても評価の対象とし、可能な限り T/A を受けたカウンターパートや受益者にインタビュー等を行い、その成果を確認する。 事業で設定された運用効果指標に関し、事後評価時に入手可能な情報量が十分でない等の理由により代替指標の設定が必要となった場合 ・事後評価時に JICA の「資金協力事業 開発課題別の標準指標例」 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html) から適切な代替指標を検討・設定し、データを収集する。 ・上記指標例以外からでも、有効性の評価に有益な指標がある場合には、収集可能かつ有益な範囲で設定・収集し、評価に役立てる。 ・新たな指標の設定にあたっては、評価方針で明示し、JICA 及び実施機関と合意を得たうえで確定する。 運用指標を確認し、施設/機材が使用（運用）されていない状況が明らかになった場合 ・施設/機材が使用（運用）されていない原因を分析する。 ・施設/機材の使用（運用）状況及び効果が定量的に確認できない場合は、定性的な方法で確認する。 調達機材の数が多数にわたり、一つ一つの活用度を確認することが困難な場合 ・主要機材（事業の効果発現に貢献度が大きい機材）あるいは、価格が高いもの等、評価判断を行うに十分な対象を選択して評価することも可とする。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="770 1102 1458 1495"> 【その他の対応】 開発政策借款における有効性の確認 ・指標の達成状況に加え、政策アクションの達成状況及び継続状況を確認する。 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・プロジェクト目標達成度は、本体事業の効果発現の一部としてとらえ、審査時の目標値と事後評価時の実績値の比較を行い、附帯プロによる効果発現の貢献度合いを確認し、評価判断に加味する。 </td><td data-bbox="1458 1102 2152 1495"> 【その他の対応】 消費財や非耐久財の調達がある（資機材そのものは事後評価時には消費済みであると考えられる）場合 ・資機材が当初の目的、タイミングどおり利用・使用されたかを実施機関の資機材管理台帳等の記録をもとに確認する。 相手国政府のプロジェクト全体計画に対して、協力対象事業の投入の割合が小さく、個々の資機材の消 </td></tr> </table>	【その他の対応】 開発政策借款における有効性の確認 ・指標の達成状況に加え、政策アクションの達成状況及び継続状況を確認する。 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・プロジェクト目標達成度は、本体事業の効果発現の一部としてとらえ、審査時の目標値と事後評価時の実績値の比較を行い、附帯プロによる効果発現の貢献度合いを確認し、評価判断に加味する。	【その他の対応】 消費財や非耐久財の調達がある（資機材そのものは事後評価時には消費済みであると考えられる）場合 ・資機材が当初の目的、タイミングどおり利用・使用されたかを実施機関の資機材管理台帳等の記録をもとに確認する。 相手国政府のプロジェクト全体計画に対して、協力対象事業の投入の割合が小さく、個々の資機材の消
【その他の対応】 開発政策借款における有効性の確認 ・指標の達成状況に加え、政策アクションの達成状況及び継続状況を確認する。 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・プロジェクト目標達成度は、本体事業の効果発現の一部としてとらえ、審査時の目標値と事後評価時の実績値の比較を行い、附帯プロによる効果発現の貢献度合いを確認し、評価判断に加味する。	【その他の対応】 消費財や非耐久財の調達がある（資機材そのものは事後評価時には消費済みであると考えられる）場合 ・資機材が当初の目的、タイミングどおり利用・使用されたかを実施機関の資機材管理台帳等の記録をもとに確認する。 相手国政府のプロジェクト全体計画に対して、協力対象事業の投入の割合が小さく、個々の資機材の消		

<u>専門家派遣や各種研修がプロジェクト範囲に含まれている場合</u> ・ 専門家や各種研修の発現状況についてもヒアリング等を通じて確認する。	<u>海投の定性効果</u> ・ 事業の経済的利害関係者を定義し、彼らへの影響を定性的に判断して評価を行う。(例：金融機関・ファンドを通じてサブプロジェクトの投資を行う場合、最終的な借入人や投資先へのリーチが拡大しているか、最終的な借入人や投資先の経済活動上の効果、等)。 ・ 事業の特性に応じて、事業あるいは事業者の市場での相対的位置づけ(競合他社との比較やマーケットにおける位置付け・順位)を確認する。公平な市場育成に反するような状況(独占や寡占、そのほかの市場の歪み)につながるような事業になっていないか確認する。 <u>(参考) 海投におけるステークホルダー分析</u> ・ ステークホルダー分析では、投資先とステークホルダー(顧客、競争相手、サプライヤー、労働者、政府、等)との関係性を明らかとし(ダイアグラムで図式化し)、それぞれに対する効果を評価の参考情報として必要に応じて可能な範囲で検証する。ステークホルダー分析には、事業に起因する効果を網羅的に把握すると共に、不適切な効果の二重計上(例えば、有効性において評価判断に加味した効果と全く同一の効果を、インパクトの評価判断においても加味する)を防ぐことができる点で、有益である。	<u>費状況を確認できない場合</u> ・ プロジェクト全体の状況で代替して評価することも可とする。
---	---	--

インパクト

1) 評価判断の基本方針

- ・インパクトとしては、事業内容を踏まえ効果発現(真に事業が生み出した付加価値)を認識したうえで、蓋然性のある形で説明する。
- ・今後発生し得る長期的なインパクトについて、定量・定性的な情報をもとに可能な限り蓋然性を持った形で推測する。
- ・インパクトは、事業効果の継続状況と長期的な効果を包含するため、事業内容の設計や過去の事後評価事例を参照しつつ、完了後のサービスデリバリー及びそれからの効果を意識して確認する。

【環境社会への影響（住民移転、用地取得等含む）】

- ・環境社会に関わる負の影響については、環境影響評価（EIA）の作成が義務付けられていないプロジェクト/サブプロジェクトも含め、環境社会配慮カテゴリを記載し、カテゴリ A、B 及び FI のものについては、どのような緩和策がとられたか、モニタリング結果について可能な限り情報（文書・報告書）を入手して評価判断を行う。
- ・できる限り事実関係が明確となるよう記載する。
(例:「用地取得に対し当初住民から反対の声があがったが…」→「●●に関する反対の声があがったが…」のように、具体的な苦情内容を可能な限り示す。
「用地取得・住民移転に関して、住民からの苦情や移転後の生計回復状況について既存資料や質問票回答での報告はない。」
→質問票の回答を得られなかったのか、或いは回答は得られたが報告はなかったのか、明確化する（なお、回答が得られていないだけの場合、問題が残っている可能性があるため、可能な限り生計回復状況についての追加情報を入手し、確認結果を記載すること）
- ・負の影響の発現度合いの確認にあたっては、影響が波及した人数・範囲を可能な限り明確にする。
- ・発生した事象の正確な事実を把握し、当該事業に適用される JICA 環境社会配慮ガイドラインを参考にしつつ、評価対象とする（用地取得・住民移転がない場合もその旨明記する）。なお、報告書作成に際しては、情報ソースや判断の主体を明記する。
- ・発生した事象の正確な事実を把握し、当該事業に適用される JICA 環境社会配慮ガイドラインを参考にしつつ、評価対象とする（用地取得・住民移転がない場合もその旨明記する）。なお、報告書作成に際しては、情報ソースや判断の主体を明記する。
- ・事業実施によって予期しない環境社会面の負の影響が発生した場合（カテゴリ C も含めて確認すること）は、発生した事象の正確な事実を把握し、当該事業に適用される JICA 環境社会配慮ガイドラインを参考にしつつ、評価対象とする。特に、審査時に想定されていなかった非自発的住民移転が発生していた場合、モニタリング結果やヒアリングに基づく事実関係を確認し、国内法及び適用される環境社会配慮ガイドラインに基づき適切な措置がとられていたか確認する。なお、報告書作成に際しては、情報ソースや判断の主体を明記する。

【ジェンダー】

- ・別添 6 に従い、可能な範囲で調査を行うこと。

【公平な社会参加を阻害されている人々への配慮】

- ・計画時/審査時に、公平な社会参加を阻害されている人々への事業実施への正の影響が想定されていたか、想定されていた場合は、その効果の発現状況等

を確認するとともに、想定以上、以下の成果であった場合はその要因についても可能な限り分析する。

- ・事業実施によって予期しない正の影響が発生している場合も、要因分析を元に評価を行う。
- ・計画時/審査時に公平な社会参加を阻害されている人々の正負の影響に関する検討内容が見当たらない場合は、対象国、地域の社会・経済・文化的状況を踏まえ、事業により影響を受けるとされる公平な社会参加を阻害されている人々の有無を検討の上、事業計画時、および実施中の対応状況を踏まえ、評価を行う。詳細は、別添7「誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」の視点にたった事後評価」を参照。
（負の影響について、【環境社会への影響】を参照）

【社会システムや規範、人々のウェルビーイング、人権】

- ・事業がもたらした「社会システムや規範」、「人権」への正及び負の影響として、既存政策・制度への影響（政策、関連規制や法制度への影響）や文化・社会面での影響（地域間/民族間格差含む）、社会的排除/包摂/エンパワーメント、事業で導入された技術がもたらした影響なども考慮する。
- ・「人々のウェルビーイング（People's Well-being）」については、事業で対象とする受益者の身体・精神的に良好な状態を確保することに資する場合、その変化や貢献について評価の視点に加える。人間の安全保障の理念とそれに関する課題¹¹についても、同様の視点を示すものと考え、必要に応じ参照する。
「人々のウェルビーイング（People's Well-being）」の捉え方、評価の仕方については、別添8「人々のウェルビーイング（People's Well-being）」の視点に立った事後評価」も参照する。
- ・本項目につき事前評価表や計画時/審査時の検討資料（審査調書、協力準備調査におけるスコーピング等）で、事業実施による影響につき記載がある場合には、それに従って事後評価時の状況を分析する。

【その他】

- ・事業との因果関係を分析し、域内総生産の伸び、人口動態などを含む社会経済の変化について、変化に対する事業の貢献度合いを類推して、その度合いが大きいものは評価判断の対象とする。海投の場合は、事業が経済の歪み（補助金、保護、独占等）、汚職等からの利益を得ていないか分析を行い、評価判断に反映する。

インパクトに関する定量的なデータが入手できない場合

- ・定性的な手法（フォーカスグループディスカッションやインタビュー等）を通じて検証する。

¹¹ 人間の安全保障とは、「恐怖と欠乏から免れ、尊厳をもって生きる権利を有し、国際社会と各国政府は、その権利が保障された社会を創るための自助努力の支援」、またそれに貢献する取り組みべき課題として「伝統、文化やアイデンティティの危機、民族・宗派間の不寛容・対立の激化、普遍的価値の共有への脅威、難民・国内避難民、広域感染症の脅威、経済・金融上の脆弱性、貧困層・女性・高齢者・障がい者・中小企業などの脆弱なグループとの格差拡大、気候変動・環境悪化、グローバリゼーションに伴うセキュリティ（知財、情報セキュリティ）等」が例示されている。新時代の「人間の安全保障」参照（https://www.jica.go.jp/publication/pamph/issues/ku57pq00002lpgwe-att/revisiting_human_security_jpn.pdf）

2) スキーム別の基本方針等		
技術協力	有償資金協力	無償資金協力
・プロジェクト目標と上位目標の間のロジックを理解する。 ・PDM で設定されているプロジェクト目標や成果の継続および活動の状況を踏まえ、事後評価時点での上位目標の達成度、効果の発現について評価判断を行う。(プロジェクト完了以降は「インパクト」として判断する。事業完了時点でのプロジェクト目標の達成度は「有効性」として判断する。) ・うまくいっている/いっていないに係る要因を、事前調査、終了時評価、完了報告書、完了時 JCC 討議録等における先方の完了後の姿に向けた取り組み内容も踏まえつつ分析する。 【その他の事例】 <u>上位目標の指標が未設定である場合</u> ・代替指標や想定される達成度合いについて提案する。 ・定量的なデータの入手が困難であると考えられる場合は、適切な定性的指標を設定する。 <u>上位目標の達成時期が設定されていない場合</u> ・事後評価時点において、上位目標がどの程度達成されているべきかを指標に基づき評価方針時に設定し、分析する。	・有効性評価の対象とした事業効果以外で、事前の段階で想定されていた効果・影響について、改めて事業との関係性を確認のうえ、その発現状況を把握・分析する。 ・事後評価時点がアウトカム中心の効果発現が期待されるタイミングであることに留意し、インパクトについては事後評価時点で発現していると判断できる付加価値を慎重に分析したうえで評価判断に加味する。(別添 3)	
	【その他の事例】 <u>円借款/海投附帯プロとの一体評価</u> ・本体事業のインパクトへの効果発現が確認できる場合、その項目において附帯プロの本体事業のインパクト発現への貢献度を分析し、評価判断に加味する。	

1) 評価判断の基本方針**① JICA の評価の視点**

プロジェクトの投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較などを確認する。

- ・ 効率性の評価は、OECD-DAC のガイドライン上、インプット、アウトプットの比較を行うことになっており、アウトプットとインプットの比較分析に基づいて評価判断を行うこととする。
- ・ インプット→アウトプット→アウトカムという実績の一連の因果関係が、論理的に担保されている（説明可能である）ことが前提となる。
- ・ 効率性の評価では、投入した資源が効果的に活用されているかを分析する必要があるが、円借款の場合、IRR は案件採択基準とはなっていないこと、IRR の再計算が困難な事業もあることを踏まえ、依然参考値扱いにならざるを得ない状況にある。技術協力の場合も費用効果分析に基づく評価判断が可能となるケースは極稀な状況である。このような状況に鑑みて、JICA の効率性の評価では、3 スキームとも計画時/審査時に設定したアウトプットとインプットの分析を行う。

② アウトプット（成果）及びインプット（事業期間および事業費）

- ・ アウトプットは、技術協力においては「有効性」の項に記載し、資金協力においては「効率性」の項に記載する。
- ・ アウトプット及びインプットの計画・実績、事業期間および事業費に差異がある場合、エビデンスに基づきその要因分析を行い、具体的に記述する。
 - －具体的な記述例：「詳細分析調査時に、軟弱地盤が約 2km 四方に発見され、正確な調査に時間を要したことに加え、構造物建設のために計画より深い地点まで杭を打つ必要が生じたことにより追加工事が発生し、8 カ月遅延した」
 - －避けるべき記述例：「本体工事中に、技術的な問題により遅延」
- ・ インプットの内容（事業期間及び事業費）を、計画と実績の差異が明確になるよう表にまとめる。
- ・ 協力金額/事業費の表記は「〇〇百万円」とし、百万円未満を切り捨てる。
- ・ %やその他の数値の表記は小数点第 1 位を四捨五入する（例：99.4%⇒99%、99.8%⇒100%）。
- ・ 外貨の表記については、初出の際に外貨と円の為替レートを記載するか、もしくは円貨換算額を併記するなどして、当該金額の規模が理解できる形で記述する。
- ・ 効率性のサブレーティング導出/付与方法（基準）については、別添 4 を参照のこと。

③ その他の対応**事業期間、事業費に大きな変更があった場合**

- ・ 変更の理由や実施機関/関係者等による対策・対応の有無を確認し、それらの適切性も分析する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の蔓延等の外部要因により事業費・事業期間に増減がある場合、事業費・事業期間に対する影響の度合いを特定し、外部要因の影響により増減した費用や期間を事業費・事業期間の実績値から控除した上で計画値との比較を行う。

事業スコープの変更（アウトプットの増減）により期間や事業費に増減が生じた場合

- ・単純に増減した実績をもって評価しない。コンポーネントの変更に起因する事業期間、事業費の増減があった場合は、本変更に関する先方政府と JICA との合意取り付けの状況、事業目的との整合性等を踏まえ、当該変更の妥当性が認められる場合は、同変更後のものを計画値として、実績との比較を行う。
- ・エビデンス（円借款については実施機関の変更申請、無償資金協力については詳細設計における変更、調達不調に対応したアウトプットの削減等、技術協力についてはスコープ変更前後の PDM、JCC のミニッツなど協議議事録、変更実施計画書、予算執行管理表等）に基づいて、その理由を確認する。
- ・スコープ変更について、相手国側との正式な合意の有無を確認したうえで、変更理由の適切さを判断する。
- ・アウトプット（成果）の増減がアウトカムに与える影響・変化を踏まえた上で、アウトプット（成果）の増減に見合うインプットの増減であったのかを分析・判断する¹²。記載にあたっては、例えば「事業費は減少したものの、スコープの減少分を勘案すると、実際のアウトプットに必要な計画費を上回った」等とする。

事後評価時に事業の一部が未完了の案件について

- ・原則、事後評価時点の実績をもとに評価する。（未支出でも契約が既に締結されている場合はそれを反映する。）

2) スキーム別の基本方針等

技術協力	有償資金協力	無償資金協力
【計画と実績（事業開始時点から事業完了時点）の比較】 ・カウンターパートの自己資金や他機関による投入は、JICA による投入と区別して記載する。 ・事業開始の定義について、RD 記載事項をもとに事業期間を確認した上で比較を行う。 ・事業期間の延長や投入内容の変更があった場合にはその理由や変更の適切性を分析する。	【計画と実績（事業完成時）の比較】 ・アウトプット（事業目的の一部：「〇〇を行うことにより、△△を図り」の〇〇にあたるもの）の達成に対し、インプット（事業費、事業期間）が適切であったかを評価する。アウトプットおよびインプットに係る計画（cf. 円借款：審査調書等、事業事前評価表、無償資金協力：基本設計報告書等、事前評価表）と実績の差異分析を行うことにより、事業実施の効率性を分析する。 ・まず、（効率的な計画が立てられていたという前提のもと）事業が計画どおりに実施されたかを確認する。次に、計画時/審査時の想定や F/S・基本設計等の計画自体に問題があったと考えられる場合は、問題箇所を指摘するとともに、可能な場合はより効率的な事業内容（アウトプット、期間、費用等）を示す。 ・本事業において、円借款では借款対象以外の部分（相手国政府負担部分や他ドナー実施部分）も含めて、無償資金協力では先方負担事項も含めて比較する（ただし、円借款・無償資金協力によるアウトプットに係る部分を可能な限り明確にする）。事業完成後含め、事業効果発現にあたり重要な投入（追加投資）があれば、当該部分を考慮して評価する。	

¹² 例 1) アウトプット（成果）の増減がアウトカムと高いレベルで連動していることを確認するという主旨であり、もし、アウトプット（成果）の増減がアウトカムと連動していない場合（例：追加で研修をしたが、その内容からして、プロ目達成に結びつかない場合）はインプットの計画と実績の単純比較とする。

例 2) アウトプット（成果）の増減がきわめて小さい範囲であり、アウトカム（プロ目の達成（能力強化））の微小な増減にしか繋がらない場合は係るアウトプット（成果）の増減は考慮せず、インプットの計画と実績の単純比較とする。

例 3) アウトプット（成果）の増減がアウトカム増減に通じる場合には、原則、効率性においてアウトプットとインプットを比較し、増減を考慮した上で評価判断を行う。なお、アウトカム増減への影響については有効性で分析・評価するとともに、要すれば妥当性の「事業計画やアプローチ等の適切さ」にて分析をする。

【その他の対応】

延長している場合

- ・延長部分を含めて効率性の判断を行う。

【その他の対応】

輪切り案件/フェーズもの、追加資金協力

- ・当初の全体計画と実績との比較を原則とする。但し事業スコープに変更があった場合はその限りでない。また、輪切り案件および追加資金協力については、変更の経緯の要因分析のため、その途中段階で締結された L/A や G/A の時点での事業期間（具体的には完成目標年）、事業費（具体的には総事業費および円借款対象額）も簡略化した形で確認する。

調達代理方式の場合

- ・調達代理方式による無償資金協力の場合、事業費は追加調達時の詳細設計結果を踏まえた金額を計画額とし、実績額は契約額（調達代理機関との契約を含む。）とする。事業期間は追加調達時の詳細設計結果を踏まえた期間とする。
- ・また、残資金を活用した追加調達に係る計画変更時に計画数量（アウトプット）の再設定を行わない場合は、事業期間の実績も当初計画実施に要した期間のみカウントする。

海投の財務分析（事業分類毎の分析方法・視点）

- ・海外投融資の効率性分析にあたっては、①社会の費用対便益、②事業者の費用対便益、③投資者（JICA）の費用対便益分析の3つの視点が考えられる。事業評価にあたっては、①と②の便益が「アウトプット及びアウトカム」に相当すると考えられるが、③は投資効率であるため、評価（レーティング）対象外とし、再計算はしない。
- ・原則、計画（審査調書等）と実績の差異分析を行う。以下に示す財務分析の指標・方法をベースとしつつ、各事業の特性に応じた評価方針（採用する財務指標、分析方法、等）を検討する。①社会の費用対便益については、審査時には計算されていないため、計算することが可能あるいは妥当と考えられる事業のみを対象とする。対象案件及び計算方法については評価部と協議する。②事業者の費用対便益については、以下のとおり。

・【事業型】

被評価対象のプロジェクトが特定できる場合、即ち、投資の対象となる具体的アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が可能な場合は、当該プロジェクトの財務的なパフォーマンスに対する分析を行う。（例：プロジェクトファイナンス／事業型コーポレートファイナンス／事業型出資／事業型バンクローン）

・【一般型】

被評価対象のプロジェクトが特定できない場合、即ち、投資の対象となる具体的アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が難しい場合は、借入人・投資先の財務や事業活動全体に対する財務分析を行う。（例：一般型コーポレートファイナンス、一般型バンクローン、一般型出資）

・【ファンド】

ファンドの効率性は、原則として Equity IRR に基づき評価判断を行う。Equity IRR は審査時と同じ方法で算出する。複数のサブプロジェクトが存在するファンドの場合、ファンド全体の財務的なパフォーマンスに対する分析を行う。

	【事業型】	【一般型】	【ファンド】
社会の費用対便益	【事業の EIRR】 事後評価時までの実績データ及び事後評価時以降の計画データに基づくプロジェクトの経済的内部収益率（Economic Internal Rate of Return：Project EIRR）を計算する。EIRR の計算方法は、原則、貨幣価値の変動を加味した実質ベースとする。）		
事業者の費用対便益	【事業の FIRR（Project IRR）】 事後評価時までの実績データ及び事後評価時以降の計画データに基づくプロジェクトの内部収益率（Project Internal Rate of Return：Project IRR）を計算し、審査時の計画と比較分析を行う。Project IRR の計算方法は、原則、貨幣価値の変動を加味した実質ベースとする。	事業者の収益性向上が事業のアウトカム達成に直結する場合は、審査時及び事後評価時の財務諸表から、借入人や投資先の財務健全性・収益性等について、財務分析を行う。	【事業の FIRR（Equity IRR）】 事後評価時までの実績データ及び事後評価時以降の計画データに基づくファンドのエクイティの内部収益率（Equity Internal Rate of Return：Equity IRR）を計算し、審査時の計画値と比較分析を行う。Equity IRR の計算方法は、原則、貨幣価値の変動を加味した実質ベースとする。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="716 60 929 156">(参考情報)</td><td data-bbox="929 60 2141 156">JICA の融資にかかる費用対便益 (費用：融資額・引当金、便益：金利)</td></tr> <tr> <td data-bbox="716 156 929 252">投資者の費用対便益</td><td data-bbox="929 156 2141 252">JICA の出資にかかる費用対便益 (費用：出資額・評価損、便益：配当金・売却予定価額等)：出資の場合、審査時には Equity IRR として計算されている。</td></tr> </table>	(参考情報)	JICA の融資にかかる費用対便益 (費用：融資額・引当金、便益：金利)	投資者の費用対便益	JICA の出資にかかる費用対便益 (費用：出資額・評価損、便益：配当金・売却予定価額等)：出資の場合、審査時には Equity IRR として計算されている。
(参考情報)	JICA の融資にかかる費用対便益 (費用：融資額・引当金、便益：金利)				
投資者の費用対便益	JICA の出資にかかる費用対便益 (費用：出資額・評価損、便益：配当金・売却予定価額等)：出資の場合、審査時には Equity IRR として計算されている。				
事業期間 【その他の対応】 アウトプット（成果）が計画どおりに産出されていない場合 ・成果が算出されていない理由が、計画が成果を事業期間内に産出するのに妥当な期間設定となっていなかったためと考えられる場合は、その旨を明記する。	事業期間 ・協力/事業期間（月数）の数は、事前評価表の月数を基本とするが、（円借款における審査時資料、無償資金協力における G/A、協力準備調査報告書等も踏まえ最終的に判断する）、月数が明示されている場合でも、両端入れとなっているか確認し、同条件で計画と実績の比較を行うこと。（例：2008 年 4 月～2008 年 12 月は、8 カ月ではなく 9 カ月と数える。） ・事業開始月は、事業事前評価表等で別途設定されている場合を除き L/A 調印月、G/A 締結月（L/A、G/A 共に発効月とはしない）、終期は完成月とする¹³。 ・事業完成月は、完成の定義と共に記載する（案件によって試運転、竣工式、円借款の貸付完了、無償資金協力の完工など）。円借款については審査時の資料の中で定義しているので、JICA 提供資料で確認する。明示されていない場合、原則供用開始をもって事業完成とする¹⁴。 実績が計画と大きな差異がある場合 ・要因分析を実施プロセスの項目毎に行う。 例：コンサルタント調達、詳細設計、本体工事（機材含）の入札、本体施工（機材調達含） それ以外の期間：先方負担事項履行（住民移転等） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="705 970 1462 1329"> 【その他の対応】 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・事業実施時期が必ずしも本体事業と一致しないことから、評価判断には加味しないが、計画値と実績値は参考のため記載する¹⁵。 </td><td data-bbox="1462 970 2152 1329"> 【その他の対応】 ・2016 年度以前の閣議決定案件については暫定措置として、先方負担事項を確認し、その投入内容が事業効果発現のために特に重要（運用及び効果に支障を与えうるレベルの水道や電気の引き込み等）であると判断される場合等は、その期間との計画と実績を確認し、評価判断に加味する。 </td></tr> </table>	【その他の対応】 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・事業実施時期が必ずしも本体事業と一致しないことから、評価判断には加味しないが、計画値と実績値は参考のため記載する¹⁵。	【その他の対応】 ・2016 年度以前の閣議決定案件については暫定措置として、先方負担事項を確認し、その投入内容が事業効果発現のために特に重要（運用及び効果に支障を与えうるレベルの水道や電気の引き込み等）であると判断される場合等は、その期間との計画と実績を確認し、評価判断に加味する。		
【その他の対応】 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・事業実施時期が必ずしも本体事業と一致しないことから、評価判断には加味しないが、計画値と実績値は参考のため記載する¹⁵。	【その他の対応】 ・2016 年度以前の閣議決定案件については暫定措置として、先方負担事項を確認し、その投入内容が事業効果発現のために特に重要（運用及び効果に支障を与えうるレベルの水道や電気の引き込み等）であると判断される場合等は、その期間との計画と実績を確認し、評価判断に加味する。				

¹³ JICA による G/A 締結前の案件は E/N 締結月とする。

¹⁴ 無償資金協力については、2017 年度以降の閣議決定案件について、原則供用開始を以て事業完成とする。

¹⁵ 円借款附帯プロは、本体事業実施前、実施中、実施後に開始終了する案件等、さまざまな形態があり、事業期間の評価判断に加味するという一律の取り扱いが困難なため、加味しないこととする。

事業費 ・事業の計画額と実績額（ともに JICA より提供）を確認する。 ・日本側の事業費の計画と実績の比較によって評価を行う。 ・2019 年 4 月以前の事前評価表に記載されている事業費については、詳細計画策定調査の事業費が含まれていないため、当該事業費を含めて効率性を評価する。	事業費 ・円換算にあたっては、JICA から指示した為替レート¹⁶を利用する。（PCR その他相手国政府の資料に記載されているレートは使用しない）。 ・事業費における比較対象は、計画/実績ともに、相手国政府負担分も含めた事業費とし、円換算で評価する。 ・原則、事業費における比較対象は、計画/実績ともに、先方政府負担分や他ドナー実施分も含めた総事業費とし、円換算で評価する。 ・外貨ベースの総事業費は計画内に収まっているものの内貨ベースでは計画を上回った（インフレを上回る現地通貨の減価があった）場合はその点を考慮したうえで事業費を評価し、報告書への記載にあたっても補足説明する。 ・「コストオーバーラン/アンダーラン」のような用語は使わず、「事業費増加/事業費減少」の平易な用語を使用する。 【その他の対応】 <u>円借款/海投附帯プロとの一体評価</u> ・円借附帯プロの事業費については、計画・実績の比較は記載するが、原則、評価判断には加味しない。 <u>内部収益率（IRR）分析</u> ・円借款では IRR は参考値として扱い、原則として評価判断の根拠とはしない。その他、事後評価時の再計算における注意点は別添 5 を参照のこと。 ・日本側計画は E/N 額（完了届を参照）、日本側実績は、原則、完了届で確認する。 【その他の対応】 ・2016 年度以前の閣議決定案件については暫定措置として、先方負担事項を確認し、その投入内容が事業効果発現のために特に重要（運用及び効果に支障を与えうるレベルの水道や電気の引き込み等）であると判断される場合等は、その事業費の計画と実績とを可能な限り確認し、評価判断に加味する。 <u>先方負担分の事業費が確認できなかった場合</u> ・先方負担分が確認できなかった点を明記のうえ、日本側事業費のみで評価判断を行うことも可とする。
--	---

¹⁶ 先方負担分を算出する際には原則、「International Financial Statistics; Yearbook」（IMF。国立国会図書館等で閲覧可）にて年毎の年平均レート（現地通貨：米ドル、米ドル：円）を入手し、現地通貨：円の年平均レートを算出する（右為替レートを、PCRまたは質問票への回答にて入手できた先方負担分（年毎）を円換算する際に使用）。なお、実施機関より先方負担分（年毎の内貨建額）が提供されない場合は、実施期間中の平均為替レートを算出し、円換算に適用する。詳細は「資金協力案件情報の確認方法について」を参照すること。

持続性		
1) 評価判断の基本方針 ① JICA の評価の視点 事業によって発現した効果の持続性の見通しを以下の視点から分析する。 ・ 政策・制度面 ・ 組織・体制面（組織の体制・人材など） ・ 技術面 ・ 財政面（運営・維持管理予算確保の現状） ・ 環境社会面 ・ リスクへの対応 ・ 運営・維持管理の状況¹⁷ なお、課題がある場合は要因分析を適切に行い、改善・解決の見通しを踏まえて評価判断を行う。 ② その他の対応 <u>調達機材の数が多数にわたり、一つ一つの運営・維持管理状況を確認することが困難な場合</u> ・ 主要機材（事業の効果発現に貢献度が大きい機材）あるいは、価格が高いもの等、評価判断を行うに十分な対象を選択して評価することも可とする。 <u>他の JICA 事業や他ドナー等から支援を受けている場合</u> ・ 支援内容に加え、支援の継続見込みや支援完了後の状況（計画・見込み）についても、ヒアリング等により確認し分析する。		
2) スキーム別／項目別の基本方針等		
技術協力	有償資金協力	無償資金協力
・ 技術協力については、事業によって発現した効果の事後評価時点での持続性の見込みに関し、相手国政府の政策・制度（政策・制度面でのバックアップがあるか）、実施機関の体制、技術並びに財務面について近年の状況を踏まえ分析する。	・ 機材の耐用年数が短いものについては、調達機材の不具合のみで直ちに持続性評価を下げず、更新状況あるいは計画を確認したうえで、判断を行う。 【その他の対応】 <u>施設・機材の劣化の原因が、不適切な使用方法（技術不足）に因る場合</u> ・ 不適切な使用方法に因る点を指摘し、マニュアルの有無を確認のうえ、持続性の評価に反映させる。	

¹⁷ 技術協力については、運営維持管理の状況は大規模な施設整備・機材供与が含まれる場合に分析を行う。その場合の分析の観点は資金協力と同等とする。

スペアパーツが買えないという事象がある場合

- ・スペアパーツが資金不足で買えないのか、輸入等の手続きが困難なのか等を確認し、資金不足や困難な手続きの根拠及びその要因を分析する。

海投の持続性の視点

・【全体】

ビジネスニーズが事業の持続性に影響を与える場合は、ビジネスニーズの状況（変化の可能性等）とそれに対する借入人の対応について分析・確認する。

・【事業型】

具体的アウトプット・アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が可能な場合（事業目的に施設の建設・機材供与等を伴う場合、等）基本的には、資金協力事業（円借款・無償資金協力）の持続性の評価判断基準に準じる。（例：プロジェクトファイナンス／事業型コーポレートファイナンス／事業型出資／事業型バンクローン）

・【一般型】

具体的アウトプット・アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が困難な場合、投資先が事業を継続していくという前提（ゴーイングコンサーン）が満たされているか否かという視点から、持続性の分析を行う。かかる前提については、JICAの投融資実行後の案件監理でモニタリングに用いられる指標の活用が想定される。従って、事後評価においては、審査時の情報やJICAから提供される情報も有効活用する。（例：一般型コーポレートファイナンス／一般型出資／一般型バンクローン）

・【ファンド】

サブプロジェクトの持続性について可能な範囲で分析を行う。サブプロジェクトに対する調査には、関係者へのコンタクトや情報入手の側面で困難も想定されることから、評価調査の計画策定段階において、調査の実現可能性も含め、その方法について十分に検討する。

【事業型】	【一般型】	【ファンド】
具体的アウトプット・アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が可能な場合	具体的アウトプット・アウトカム（具体的なアセットや企業活動）の特定が不可能な場合	

	(資金協力事業の評価基準に準じる) ・組織・体制面（組織の体制・人材など） ・技術面 ・財務面（運営・維持管理予算確保の現状） ・運営・維持管理の状況 ・環境社会配慮面（将来的な持続可能性）	・投融資先が事業を継続していくことに懸念がないか否かという視点から、持続性の分析を行う。以下に分析の視点例を示すが、主に案件監理情報（債務者概況表、出資先概況表、モニタリングしている KPI 等）を参考に確認する。 (分析の視点例) ・組織・体制面： 経営体制、組織体制、社員数、拠点数、リスク管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンスの順守状況、等 ・技術面： ビジネスモデル、従業員の能力、従業員教育・研修の提供状況、等 ・財務面： 財務状況（自己資本比率、利益率、手元流動性の状況、有利子負債の返済負担、等）、業績見込み、株主構成、等 ・環境社会配慮面（将来的な持続可能性）	・サブプロジェクトについても、事業型（設備資金等）、一般型（運転資金等）の双方が想定される。サブプロジェクトの持続性分析の視点は、可能な範囲で検討することとし、サブプロジェクトの性質に応じて、評価方針作成時に検討する。
政策・制度 ・事後評価時の関連政策や政治的関与（コミットメント）等を確認し、事業で発現した効果に関する妥当性が継続するか検証する。 ・妥当性の相手国政府の開発政策との妥当性が高くない案件において、事業の持続性に懸念が生じる場合は、当該分野の今後の優先度、支援策を確認し、政策・制度面での持続性の影響を確認すること。 ・事業成果の持続性確保のために必要となる政策、制度面（仕組み、役割分担等）での確保がなされているか確認する（特に、新たな制度構築を目的とする事業については政策的なサポートの有無を含め十分に確認すること）。	政策・制度 ・事後評価時の関連政策や政治的関与（コミットメント）等を確認し、事業で発現した効果に関する妥当性が継続するか検証する。 ・相手国政府の開発政策との妥当性が高くない案件において、事業の持続性に懸念が生じる場合は、当該分野の今後の優先度、支援策を確認し、政策・制度面での持続性の影響を確認すること。 ・事業成果の持続性確保のために必要となる政策、制度面（仕組み、役割分担等）での確保がなされているか確認する。		

組織・体制 ・計画時に予定された実施機関体制や役割、上位機関との関係に変更がないか（変更があった場合は、新しい体制についての適切さ）、効果の持続的な発現に向けた責任の所在と意思決定のプロセスが明らかなか、人員が充分か等を確認する。	・審査時に計画された運営・維持管理担当機関に変更がないか（変更があった場合は、新しい体制についての適切さ）、組織内・組織間の責任の所在と意思決定のプロセスが明らかなか、人員が充分か等を確認する。運営・維持管理が他機関または民間等企業に移管・委託されている場合はその旨明記し、移管・委託先の体制や移管・委託先との役割分担などを評価の判断材料とする。
技術 ・相手国の実施機関/関係機関/関係者に、効果の持続的な発現に必要な技術レベルが備わっているかを判断する。また、継続的な技術の更新、普及が必要な場合、必要なトレーニング・技術指導が充分に行われているか、マニュアル類は整備・活用されているか等を確認する。 ・供与機材等についても耐用年数に留意しつつ、現況、運営・維持管理状況、スペアパーツ入手の状況等を、サイト視察含め確認する。適切な使用や維持管理がなされていたか、今後の施設整備や機材更新の必要性なども含めて確認する。	技術 ・運営・維持管理機関に、運営・維持管理に必要な技術レベルが備わっているか、トレーニング・技術指導が充分に行われているか、マニュアル類は整備・活用されているか等を確認する。
財務 ・財務面の持続性分析については、実施機関（及びその下部組織）の予算・実績値、収支内訳（過去数年分）、関係機関の予算・実績値、収支内訳（過去数年分）、実施機関または監督省庁による財務見通しの情報収集を行い、分析することを原則とする。収集が困難な場合は、その理由についても記載する。	
・効果の持続的な発現に必要な財源が備わっているか、機材などの維持管理に対する予算が配分されているか等を、今後の蓋然性のある展望も含め確認する。	・運営・維持管理の財源を確認し、必要な財源が備わっているか、維持管理に予算が配分されているか、料金設定が適切か、料金徴収は適切に行われているか等、今後の蓋然性のある展望も含めて確認する。 【その他の対応】 運営・維持管理主体が公社等の企業体の場合 ・事業単体の収支、企業全体の財務状況、政府からの補助金の有無、実績、見込み等について検証し、評価する（P/L、B/S、キャッシュフローなど）。

【その他の対応】 機材供与や施設整備が大きな比重を占める案件 ・ 運営・維持管理の現状の欄を設け、運営・維持管理に必要な体制が整備されているかを分析する。	・ 事業によって建設された施設及び購入された機材の現況、維持管理状況、係る施設・機材を活用したサービスの運営状況、スペアパーツ入手の状況等を、サイト視察含め確認する。適切な使用や維持管理がなされていたか、今後の施設整備や機材更新の必要性なども含めて確認する。
環境社会面 ・ 計画時/審査時に想定されていた当面の間に起こりうる環境社会面での負の影響インパクトとその緩和策の実施状況と結果を確認し、当面の影響の有無、大小を可能な範囲で予測し評価を行う。 ・ 「インパクト」にて確認され、かつ、計画時/審査時に想定されていなかった環境社会面での影響が認められた場合も、同様に、右影響の当面の間の拡大・縮小傾向、それに対する先方実施機関の緩和策の有無、当面の対応予定・対応能力等を勘案し、成果の持続の面での影響の大小を分析する。	
リスクへの対応 ・ 計画時/審査時に想定されたリスクとその対応方法について、実施段階におけるモニタリング結果から、左記リスクの変化や、プロジェクトにおける対応策を踏まえて、リスク対応状況と当面の間のリスクによる影響の大小を評価する。 ・ 計画時/審査時に想定されていないリスクが事業実施中に発生したと想定される場合、関係者への聞き取り等を通じ、実施中の対応状況を確認の上、そのリスクの予見性（妥当性に反映）やその後の対応、さらに当面の間の影響等を踏まえて評価を行う。 ・ 資料が不足する場合は、有効性における受益者間での成果発現の差異や、妥当性・インパクトにおける公平な社会参加を阻害されている人々への配慮状況、社会システム・規範、ジェンダーへのインパクト影響等を踏まえ、将来的に成果発現の持続性に影響を及ぼしうる要因があれば、その対応策の検討・実施状況・予定を確認する。 ・ 「インパクト」にて確認され、かつ、計画時/審査時に想定されていなかったリスクが認められた場合も、同様に、右影響の今後の拡大・縮小傾向、それに対する先方実施機関の緩和策の有無、今後の対応予定・対応能力等を勘案し、成果の持続の面での影響の大小を分析する。 ・ 先方実施機関が実施すべきリスクへの対応については、先方の対応状況と今後の対応策を確認し、必要があれば、先方実施機関への提言としてとりまとめる。	
	【その他の対応】 円借款/海投附帯プロとの一体評価 ・ 持続性の各項目に対する円借款/海投附帯プロの成果（貢献度合い）を確認する。なお、附帯プロの活動自体の持続性については個別案件の内容に応じて（その活動自体を継続する計画のものであったかなど）評価判断に加味する。

3. ノンスコア項目（レーティング対象外）

適応・貢献

JICA等の事業関係者が事業目的を達成するために計画時/審査時や事業実施中に果たした役割、貢献について、客観的・主体的な視点で過程（プロセス）を分析する。

（1）客観的な観点による評価（すべての事後評価案件を対象とする）

- ・事業関係機関として、JICAが果たすべき役割を果たし、結果に対して貢献出来たか。
- ・事業実施中、終了時に、事業環境の変遷も踏まえた適切な監理体制が取られ、実施機関への必要なサポートがなされたか。
- ・実施機関と良好な意思疎通を維持し、協力関係を構築できたか。
- ・上記視点については事業実施機関に対してではなく、JICA事業関係者（専門家、コンサルタントやコントラクターなども含む）のみを評価対象とする。

（2）主体的な観点による振り返り*

プロジェクト開始時（起）の環境（紛争地域等）を、どのように克服しながら成果を上げていったか（承）、想定外の状況の変化にいかに対応したか（転）、結果として何がもたらされたか（結）、について、事業開始時から終了時に至る間に発生した変遷に合わせて、どのような対応がとられたのか、プロジェクトに従事した関係者へのインタビュー等を通じ、特にJICAまたは実施機関にとって今後の教訓足りうる内容を記述する。

* 全事後評価案件を対象とせず、有用な提言・教訓導出に資すると想定される案件を指定して実施。主に以下の条件に合致する案件を選定して実施する。

- ① 紛争地域など、通常の案件とは異なる厳しいもしくは変動する環境条件の下で実施された案件
- ② 実施中に、大きな環境の変化が起き、それを乗り越えた案件
- ③ プロジェクトに参画した日本の組織（専門家、自治体や企業等）と相手国実施機関との間において、特筆すべき動きや関係性が見られ、プロジェクト終了後も継続すると期待される、もしくは継続し新たな活動やその結果として価値の創出につながっている案件
- ④ その他、実施のプロセスで、特に記録に残すべき大きな出来事があった案件

付加価値・創造価値

（対象となる案件で該当する事項がある場合に記載する）

以下の観点から分析を行う。

（1）JICA のユニークな取り組みや JICA であるからこそ提供しえた価値・要素（インプット）、特筆すべきイノベーティブな取り組みが確認されたか。

- ・ JICA のユニークな取り組みや JICA であるからこそ提供しえた価値・要素としては、例えば、母子手帳、ネリカ米、みんなの学校プロジェクト、日本の知見、経験を踏まえより高い成果が得られたもの（例：バングラデシュ・ダッカ市での複数の交通機関で利用可能な IC カードの導入、カンボジアでの上水道支援（技協/無償/有償、地方自治体の知見の活用）、民間資金等を動員し、より高い成果が得られたものなどが含まれる。
- ・ イノベーティブな取り組みについては、「革新的なアイデア」や「business as usual を打破するチャレンジ」により、JICA のビジョンに掲げられているアクションである「4. 共創（様々な知と資源を結集します）」や「5. 革新（革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします）」を具体化できるような取り組みについて、該当の有無を確認する。

（2）事業を通じて得られた新たな知見について発信・共有があったか。

- ・ 事業の実施・モニタリング、評価を通じて他案件にも活用可能な知見が見つかった際に、国内外問わず、組織外への発信・共有を行ったかを確認する（可能であれば、発表時やその後の他関係者の反応も把握できるのが望ましい）。

【海投による付加価値・創造価値】

資金提供が必要であった背景や海投の承認時の要件（既存の金融機では対応できない資金ニーズがあること、JICA の支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること、等）を記載し、事業者からの視点も含めて、実際にどうであったかを確認する。

（分析の視点（例））

- ・ 金融的側面（Financial Additionality）：

民間投資家に対応出来ない資金ニーズに対応しているか、民間資金動員の触媒としての機能を果たしているか、公的資金による金融リスク低減の必要性はあったか、等

- ・ 非金融的側面（Non-Financial Additionality）：

政治的リスク・カントリーリスクの軽減に貢献しているか、相手国政府機関との仲介機能・触媒的役割を果たしているか、クライアントのビジネスの改善・能力強化に貢献しているか、日本の支援の意義（例：日本が支援するからこそ期待できる開発効果の増大）はあるか、等

提言・教訓
・ 提言、教訓を出来る限り提案することとする。その際には、本評価業務からの学びを基本とすることから本文中における要因分析を含めた記載を踏まえ、その要因の概略（本項において初めて（唐突に）記載しない）と提言・教訓をまとめる。特に、項目別評価において「②」もしくは「①」と評価している場合には、その要因を分析のうえ、改善に繋がるように示すことが望まれる。 ・ JICA の HP（事業評価）上の検索機能、ナレッジ教訓等を活用し、過去の同地域・同セクター案件の評価における提言や教訓を十分に参照する。また、他ドナーが関係する事業を行っていた場合、他ドナーの評価報告書等を参照する。
提言
・ 提言は、評価対象案件について、実施機関や JICA が提言を受けて具体的アクションをとることをイメージしたものとする。具体的かつ実施可能なものになるよう第 2 回現地調査時等に実施機関と十分な協議を行うこと。JICA に対する提言については、実現性がある内容とすべく、JICA 事務所（海投の場合は民間連携事業部）等との意見交換を踏まえたものとする。
教訓
・ 教訓は、事後評価対象案件ではなく今後の類似案件への適用を想定しており、一般的かつ汎用性のある形でまとめる（ただし、「計画を適切に立てるべき」などと余りに一般的に記載しすぎない）。問題や好事例につながった要因や取り組みについて分析を行い導出する。教訓の記載ぶりは、当該事後評価での分析のポイントとそこからの教訓という形とする。教訓においては、5W1H ができるだけ分かるように記載する。 ・ 報告書作成に際しては、教訓の内容を簡潔に表現した参照しやすい見出しを明記する。 ・ 国、地域、セクター、類似案件などの特定の条件下のみに適用できる場合は、「〇〇国における類似案件への教訓」、「地方分権化が実施され、地方行政機関に権限が委譲されている場合の教訓」などの説明をつけることで、教訓の適用範囲を明確化する。

◆妥当性・整合性のサブレーティングについて◆

(1) 以下の目安を踏まえ、各項目のレーティングを付ける。整合性における成果の考え方は別添2参照。

目安		サブレーティング
妥当性	整合性	
①相手国の開発計画との整合性、②開発ニーズとの整合性、③事業計画やアプローチ（「受益者」に関し、公平な社会参加を阻害されている人々への配慮や公平性の考慮を含む）の適切性、の3つの視点で全て対応している。更に他案件に示唆を与える内容である。	3つの視点のうち、①我が国の国別開発協力方針及び事業展開計画との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、①が整合的であり、且つ②及び③について、事前評価時の想定以上の連携/調整がなされ、具体的な成果が確認できる。	④
上記3つの視点で全て対応している。	上記①が整合的であり、且つ②または③について、事前評価時に想定していた連携/調整がなされ、具体的な成果が確認できる。 ②または③について、事前評価時に具体的な連携/調整が想定されていなかったが、事業実施中の連携/調整により具体的な成果が確認できる。	③
上記3つの視点のいずれかに課題がある。	上記①が整合的であるが、②・③ともに事前評価時に具体的な連携/調整が想定されておらず成果が確認できない、もしくは事前評価時に具体的な連携/調整が想定されていても成果が確認できない。	②
上記3つの視点のいずれかに課題があり、かつ問題が生じている。	上記①が整合的でない。	①

(2) 続いて、以下の組み合わせにより「妥当性・整合性」のサブレーティングを導く。

サブレーティング	妥当性・整合性 組み合わせ	報告書の記載
④	妥4-整4、妥4-整3、妥4-整2、妥3-整4	以上より、妥当性・整合性は非常に高い
③	妥3-整3、妥3-整2	以上より、妥当性・整合性は高い。
②	妥2-整4、妥2-整3、妥2-整2	以上より、妥当性・整合性はやや低い。
①	妥4-整1、妥3-整1、妥2-整1、妥1-整4、妥1-整3、妥1-整2、妥1-整1	以上より、妥当性・整合性は低い

整合性における連携/調整とその成果についての考え方

「整合性」の3つの視点のうち、内的整合性、外的整合性については、JICA内の他事業との連携や他機関とのパートナーシップによる連携/調整という具体的なアクションに着目し、連携/調整を、JICA内外の他事業との相乗効果・シナジー等を生み出すための具体的な取り組みと捉え、そのような取り組みを実施したことにより、具体的な成果が事後評価時に確認できるものとする。JICA内の他事業との連携、JICA外の他事業との連携/調整による成果は、評価対象事業と関連事業との連携の内容により異なるため、案件ごとに個別事情を踏まえて判断することになるが、主な考え方、事例を以下の通りまとめる。

1. 事前評価時または事業の実施中に、実施機関やJICAが連携/調整（例えば、連携事業の実施主体と、連携の内容及び期待される成果について協議し、合意したもの。あるいは他機関による支援との重複を避けるための具体的な調整）を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。事前評価時に所与の支援（過去のJICA支援、あるいは他機関との具体的な調整がない場合）は連携事業とは捉えない。
2. 連携/調整による成果の評価は、事前評価時に想定していた連携による成果の計画と実績の比較を行う。
3. 基本的には事前評価時に想定していた連携による成果がプロジェクトの成果/プロジェクト目標/上位目標（想定されるインパクト）達成に寄与したかをもって測る。ただし、国際的枠組み（ユニバーサルヘルスカバレッジ等）への貢献を目指していたものは、重複を避ける調整を行ったことにより、JICA以外の開発パートナーによる支援との相乗効果が発現し、プロジェクトの成果/プロジェクト目標/上位目標（想定されるインパクト）達成、または、当該国の開発計画や国際的枠組みへ寄与したかどうかを考慮し判断する。（ただし単に「支援の重複」が避けられたことをもって成果とは捉えない。）
4. サブレーティング4¹⁸に該当するものは、下記を満たすものとする。
 - (ア) 事後評価時に②JICA内の他の事業・支援等との連携、及び③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等の、双方の実績が確認できること。
 - (イ) ②または③について事業実施中に事前評価時の想定以上の連携/調整がされていること。
 - a. 事業実施中に追加でなされた連携（JICA以外の開発パートナーによる支援との重複を避けるための調整を含む）が、事前評価以前に検討されるべきであったかなど、連携を調整するアプローチの適切性を加味する。
 - b. 事業実施中に追加でなされた連携（JICA以外の開発パートナーによる支援との重複を避けるための調整を含む）により、連携/調整による成果が追加的に設定されたかを加味する。
 - (ウ) 上記の結果、連携を計画した事前評価時点と比較して、想定以上の連携/調整がなされ、具体的な成果が確認できること。例えば、事業の実施段階で連携/調整した開発パートナーの数が事前評価時点よりも増えて成果が確認できる場合等が考えられる。

=====

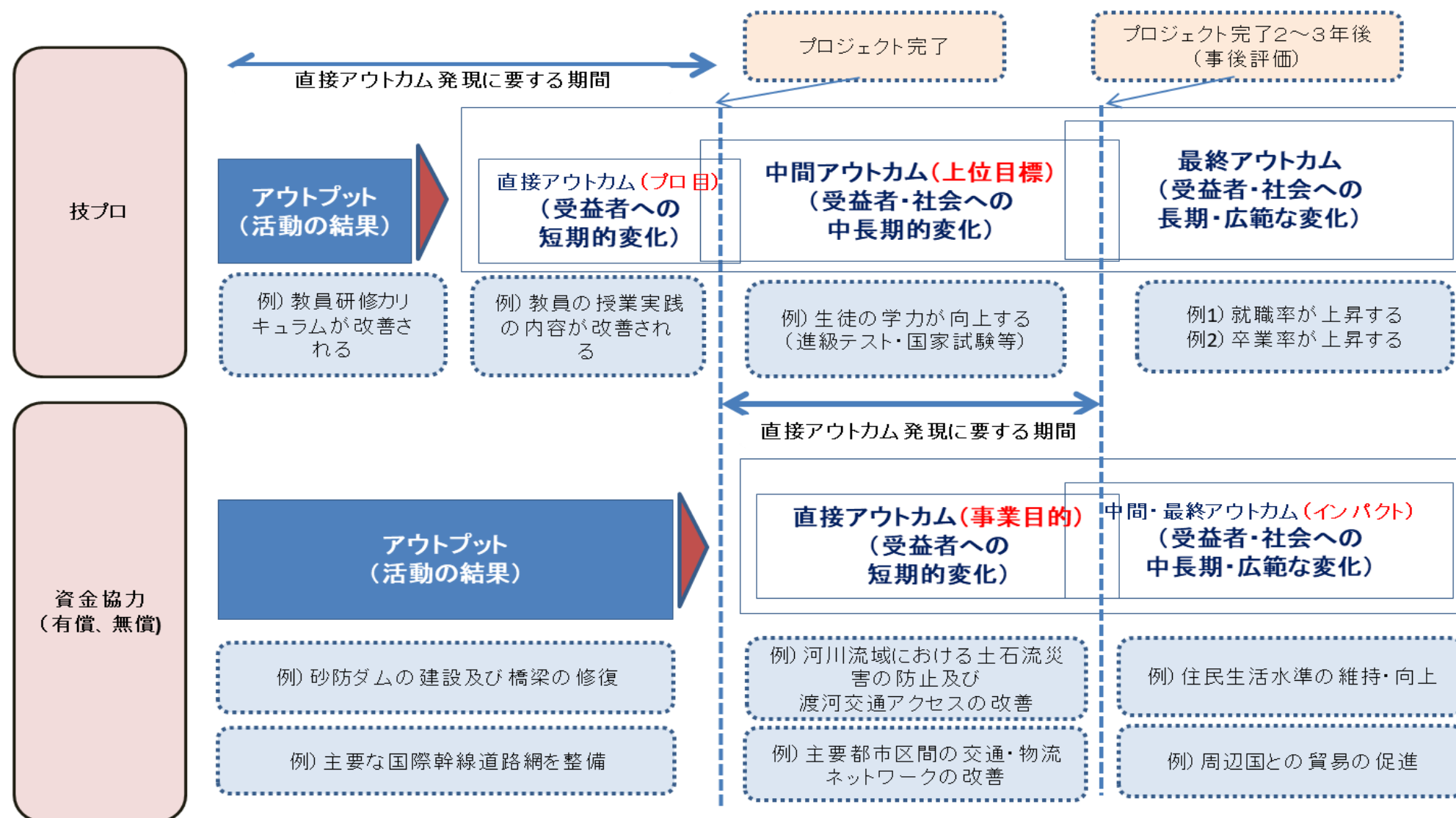
上記基本的な考え方を踏まえて、個別案件の状況に応じて、JICA事業との連携、JICA以外の開発パートナーとの連携/調整による成果の評価を以下の通り行う。

¹⁸ ①我が国の国別開発協力方針及び事業展開計画との整合性、②JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA外の機関との連携・国際的枠組み等との協調等について、①が整合的であり、且つ②及び③について、当初想定以上の連携/調整がなされ、具体的な成果が確認できる。

- (1) 関連事業との連携を前提として評価対象案件の指標が設定されている事例
→ 評価対象事業の指標の達成状況＝連携による成果の達成状況と判断
- (2) 上述 (1) でない場合、連携の範囲とその達成状況について、以下を基に判断する
- A) 事前評価時に事業実施中の JICA 内の他事業との連携、あるいは JICA 以外の開発パートナーとの連携/調整（重複を避けるための調整含む）を想定していた事業
→ 事前評価時に想定していた連携/調整による成果の達成有無により判断
- 成果／プロジェクト目標／上位目標（想定されるインパクト）達成への寄与
 - 重複を避ける調整を行うことにより、JICA 以外の開発パートナーによる支援との間に相乗効果が発現し、プロジェクトの成果/プロジェクト目標/上位目標（想定されるインパクト）達成、または、当該国への開発計画や国際的枠組みへの寄与（ただし、単に「支援の重複」が避けられたことをもって成果とは捉えない）
- B) 事業実施中に追加でなされた JICA 内の他事業との連携、あるいは JICA 以外の開発パートナーとの連携/調整（重複を避けるための調整含む）がある事業
→ 事業実施中になされた連携/調整により、追加的に設定された連携による成果の達成有無により判断
- C) A、B) に該当するが、具体的な成果が出ていない事業
→ 「調整はあったが、成果は確認できない」と判断
- D) 事前評価時点から JICA 内の他事業との連携、あるいは JICA 以外の開発パートナーとの連携/調整を想定していない案件（「スタンドアローン案件」）
→ 「具体的な連携/調整がない」と判断

以上

参考：（技プロ）プロジェクト目標と上位目標、（資金協力（有償、無償））事業目的とインパクト



◆効率性のサブレーティングについて◆

基本的な考え方は以下のとおり。

- (1) まずアウトプットを明確化しその達成度（増減）を検証する。
- (2) アウトプット達成度を考慮に入れたうえで、事業費と事業期間についてそれぞれにサブレーティングをつける。

目安	サブレーティング
・計画内に収まった（100%以下）	④
・計画をやや上回った（100%超 125%以下）	③
・計画を上回った（125%超 150%以下）	②
・計画を大幅に上回った（150%超）	①

- (3) 続いて、以下の組み合わせにより効率性のサブレーティングを導く

効率性の サブレーティング	事業費・事業期間 組み合わせ	報告書の記載
④	4-4（合計 8 点）	以上により、効率性は非常に高い。
③	4-3、4-2、3-4、3-3、2-4（合計 6～7 点）	以上により、効率性は高い。
②	4-1、3-2、3-1、2-3、2-2、1-4、1-3（合計 4～5 点）	以上により、効率性はやや低い。
①	2-1、1-2、1-1（合計 2～3 点）	以上により、効率性は低い。

以 上

◆事後評価時における内部収益率（IRR）再計算時の注意点◆

・審査時に計算された IRR について、原則審査時と同じ方法・条件（算出根拠）で EIRR、FIRR を事後評価時に再計算する¹⁹。事前事後の比較分析を行い、差異の要因を分析し報告書に明記する。審査時の算出根拠が不明な場合は、事後評価時に最も妥当だと思われる条件で算出し、審査時との比較分析は行わない（その旨を報告書に記載）。データの収集が困難な場合は、計算の前提条件を記述したうえで何らかの代替的なアプローチで試みる。サブコンポーネント単位など可能な範囲で計算する。それでも事後評価時に算出ができない場合は、その理由を必ず報告書に記載する。エクセルシート共に、計算根拠等について別添の IRR 計算確認シートを提出する。

	EIRR	FIRR
共通事項	・事後評価時の再計算ではプロジェクト・ライフの起点を事業開始年（L/A 調印年）とする。審査時に設定されたプロジェクト・ライフの起点が L/A 調印年でない場合、比較対象を揃えるため、審査時の IRR も L/A 調印年を起点とした計算を合わせて行う。 ・GDP デフレーターを使用して、事後評価時までに発生した費用／支出、便益／収入の実績額を事後評価時の実質価格に置き換える。通貨毎²⁰の GDP デフレーターで事後評価時の実質価格に置き換える。その後各年の為替レートを用いて審査時と同様の通貨に換算。 ・事業開始年から事後評価時までに発生した費用／支出、便益／収入には、完了報告書（PCR）等の既存資料や事後評価時の調査で得られた実績額を計上する。 ・事後評価時以降に発生する維持管理費及び便益／収入の推計値には物価上昇分（インフレーション）を考慮しない。 ・事後評価時の計算根拠（事後評価時までの実績値、事後評価時以降の推計値、標準変換係数（SCF）等の出典）を IRR 計算確認シートに明記する。 ・IRR は小数点第二位を四捨五入して、小数点以下一桁までを示す。（例：12.57%→12.6%、11.23%→11.2%）	
費用・支出	EIRR 及び FIRR の計算対象は、原則事業のベースとなる費用（建設費用、コンサルタント費用、維持管理費等）と物理的予備費となる。円借款では初期投資費用の物価上昇分を見込んで計上される価格予備費や建中金利、フロントエンドフィーは計算対象に含めない。海投では審査時と同じ計算方法で再計算を行う。	
	EIRR の計算対象には相手国の国内で資金移動するだけで資源消費にはならない移転項目（公課租税費、住民移転補助費等）は含まない。	FIRR の計算対象には原則税金を含める ²¹

¹⁹ 原則 FIRR は収益性のある案件のみで算出し、EIRR は全ての案件で算出するが、審査時に FIRR ないし EIRR が算出されていることを前提とする。JICA の指示に従うこと。

²⁰ 原則複数通貨による支出だが、実施機関から提供される費用／支出や便益／収入の実績値が単一通貨の場合は、単一通貨での計算も可とする。ただし、通貨別のデータ入手も試みる。

²¹ ただし事業内容の特殊性や相手国との協議等を踏まえて例外的な扱いを検討する場合もあるため、審査時に税金が計算対象に含まれているかを確認し、審査時の計算方法に従う。

便益・収入	EIRR は原則事業実施によって新たに発生した直接的な価値と節減された代替費用を便益要素として考え、金銭価値に換算する。	FIRR は原則実施機関がプロジェクト実施・運営から得られる収入 ²² を収入要素として考える。財・サービスの単価に数量を乗じて収入を算出する。
-------	--	---

²² 政府からの補助金を収入に含めることも可能。

IRR 計算確認シート

別添

国名： L/A No. : 案件名：

【事後評価時】

EIRR	%	FIRR	%
便益項目		便益項目	
費用項目		費用項目	

SCF		SCF 算出根拠	
Project Life	年	通貨	

【審査時】

EIRR	%	FIRR	%
便益項目		便益項目	
費用項目		費用項目	

SCF		SCF 算出根拠	
Project Life	年	通貨	

【備考欄：計算上の留意事項】※算出しない場合は、その理由を下記に記載のこと。

--

ジェンダー視点に立った事後評価の実施に向けた留意点

1. 計画時・審査時に想定されていたジェンダー視点に立った取組の確認
 - JICA では、2008 年以降に実施機関と合意文書が締結された事業は、分類基準（別添参照）に従いジェンダー分類がされている。JICA のホームページに公開されている「ジェンダー主流化推進年次報告書」²³にある別添を参照し、評価対象事業のジェンダー分類およびジェンダーの視点に立った取組の有無を確認する。
なお、2018 年 1 月以降作成された事業事前評価表には、ジェンダー分類と分類理由を記載されている。
 - 計画時・審査時に、ジェンダー視点に立った取組が想定されていた事業については、取組の実績と実施プロセスおよび効果を確認する。
 - 2007 年度以前の事業で事業事前評価表にジェンダーに係る記載がない事業、または、2008 年以降にジェンダー対象外と分類されている事業であっても、事業実施段階において、ジェンダーの視点に立った取組が組み込まれている場合は、ジェンダーにかかる取組の実績と実施プロセスおよびその効果を確認する。
2. ジェンダー視点に立った情報収集および分析
 - 事業の効果は男女が同様に受益するとは限らない。そのため、対象地域のジェンダーに基づく格差や社会規範を考慮の上、可能な限り男女別の情報を収集し、ジェンダー視点に立った調査・分析を行う。
 - 住民やコミュニティが調査対象の場合、調査対象者のジェンダーバランスや属性に留意する。なお、世帯単位で指標が設定されている場合であっても、世帯内における不平等な資源分配や力関係の実態があることを考慮し、可能な限り世帯内の男女別データを収集して、男女別の効果の発現を確認する。
 - 対象事業の現状把握に向けた作業においては、ジェンダー視点に立った取り組みの実績とそれらの実施プロセス及び効果を確認する。さらに、対象事業の取り組みが当該地域のジェンダー平等や女性のエンパワーメントの推進にどのように貢献したか（①政策・制度、②社会の意識や行動の変容、③女性の能力の強化の観点を含む）についても可能な限り確認・分析する。その際には、事業のアウトプットとジェンダー平等や女性のエンパワーメントへ貢献の因果関係についても可能な限り確認する。
 - 分野課題ごとのジェンダーの視点については、参考資料を参照のこと。²⁴
3. 評価報告書を作成する際の留意点
 - ジェンダー視点に立った取組によって得られた効果の発現やインパクトについて記載する。
 - ジェンダーの視点に立った取組が実施されなかったことによる負の影響が確認された場合は、将来の類似案件に活かすため、可能な限り教訓を導出する。
 - 定量的に収集したデータは可能な限り、男女別に記述する。
 - 2007 年度以前の事業で事業事前評価表にジェンダーに係る記載がない事業、または、2008 年以降にジェンダー対象外と分類されている事業においても、ジェンダー視点に立った取り組みが実施されたことで得られたであろう成果や効果があれば、それらを分析し、記載する。
 - JICA では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に向けた取組を「配慮」事項と捉えるのではなく、横断的に取り組むべき重要な開発課題の一つとして位置づけている。そのた

²³ https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/annual_reports/index.html

²⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

めには事業の立案、実施、モニタリング、評価のあらゆるプロセスにおいて「ジェンダーの視点に立った取り組み」(=ジェンダー主流化)を実践し、女性のエンパワーメントを推進するとともに、社会や組織の差別的な制度やルール of 撤廃や、意識・行動の変革に取り組むことが不可欠である。JICA は、これまで「ジェンダーに配慮する」という用語を多用してきたが、これらの用語は、男性優位な社会を前提とした取り組みを想起させることから、現在は「ジェンダーの視点に立った取組」あるいは「ジェンダー主流化」という表現に統一することを図っている。評価報告書においても、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進にかかる文脈においては「配慮」を使用しないようお願いしたい。

以上

ジェンダー分類表

分類		定義
ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 Gender Informed [GI] ※以下の GI (P)、GI (S) に至る前提条件。		ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーの視点にたった取り組みについて協議した案件。 ※上記を行ったものの、GI (P)、GI (S) に至らなかった案件は、最終分類として「GI」となる。
	ジェンダー平等政策・制度支援案件 Gender Informed (Principal) [GI (P)]	ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援、ナショナルマシーナリー（男女共同参画や女性の地位向上のための政策策定、施策を行う国内本部機構）を含めた行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援（人材育成を含む）を主目的とする案件。
	女性を主な裨益対象とする案件 Gender Informed (Principal) [GI (P)]	女性をターゲットグループとして、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。当該社会の中でより弱い立場に置かれているグループの中の女性を支援することを意図する案件。例えば貧困女性、少数民族・先住民族女性、難民女性、女子児童。
	ジェンダー活動統合案件 Gender Informed (Significant) [GI (S)]	プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する <u>具体的な取り組み</u> を明示的に組み入れている案件。
ジェンダー対象外		ジェンダー平等・貧困削減推進室との協議の結果、案件の性質上「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析」を実施しないと判断した案件。

「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」の視点に立った事後評価

DAC 評価基準の改訂に伴い、2020 年度に JICA 事業評価基準を改訂し、新たに導入された「誰一人取り残さない (Leave No One Behind; LNOB)」の視点については、業務仕様書の記載に基づき、既存資料、関係者ヒアリング、定性調査、定量調査で把握できる範囲で、以下の点に留意して事後評価を実施する。

1. 計画時・審査時に想定されていた LNOB の視点に立った取り組みの確認

- 事業目的が公平な社会参加を阻害されている人々のエンパワーメントや社会包摂となっている事業については、事業の受益者全体に対するアプローチの妥当性、実施段階の取り組み、受益者全体に対する事業効果を確認する。
- 事業の計画時・審査時の検討資料や事前評価表において、事業の受益者のうち、相対的に事業効果から、取り残されやすい受益者に配慮して案件形成していたことが確認できた案件については、計画の妥当性、実施段階の取り組み、受益者のうち性質の異なるグループ毎の事業効果の発現状況（公平性）を確認する。
- 事業の計画時・審査時に、LNOB の視点にたった検討プロセスが確認できなかった事業であっても、実施段階において LNOB の視点にたった取り組みが組み込まれた場合は、LNOB の視点にたった検討プロセス、実施状況、事業効果の発現状況を確認する。

2. LNOB に関する評価手法

- 事業目的が公平な社会参加を阻害されている人々のエンパワーメントや社会包摂である場合、事業の成果（エンパワーメント、スティグマ等）に対応した指標を使って事業効果を推定する。具体的な指標例は、[2021 年テーマ別評価「“Leave No One Behind” 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書](#)を参照する。
- 事業の計画時・審査時の検討資料や事前評価表において、事業の受益者のうち、相対的に事業効果から、取り残されやすい受益者に配慮して案件形成していたことが確認できた事業については、事後評価の段階で、性質の異なる受益者グループ毎にアウトカムなどのデータを入手可能な場合、性質の異なる受益者グループ毎に介入効果（アウトカムの発現状況）を確認する。介入効果の差異に関する調査手法や分析事例は、[2021 年テーマ別評価「“Leave No One Behind” 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書](#)を参照のうえ、定量的な分析を行う。
- 事業の計画段階のベースラインデータや既存の利用可能な細分統計がないため、事後評価の段階で定量的な分析ができない場合、定性調査（フォーカスグループインタビューなど）を実施し、受益者のうち、性質の異なるグループ間の効果の発現状況（公平性）を確認する。

3. 評価判断における留意点

- 定量調査あるいは定性調査の結果、LNOB の観点から明確に正負の影響が確認された場合、LNOB の視点も加味して、計画の妥当性、事業の有効性・インパクトに関する評価判断を行う。
- 定性調査（フォーカスグループインタビューなど）を実施する場合、少数のインタビュー結果がそれぞれ性質の異なる受益者グループの意見を代表するとは必ずしも言えないため、特定の意見

のみをもって判断根拠とすることは避け、可能な限り複数の情報源をもとに、受益者グループ毎のアウトカムの発現状況（公平性）を確認する。

- なお、事業の計画段階で、LNOB に関する検討が確認できなかったが、事後評価の段階で、受益者に着目し事業効果の発現を確認した結果、公平な社会参画を阻害されている人々への正負の影響が確認された場合、事業実施中の対応も確認のうえ、教訓・提言の抽出に繋げる。

4. LNOB に関する評価設問リスト

LNOB の視点について、事前評価表や計画時/審査時において、取り残されやすい受益者が特定されていた場合、事後評価対象案件の特性や取り残されやすい受益者の定義に応じて、評価設問を設定する。代表的な設問例は以下のとおりであるが、具体的な事例や、調査方法は、[2021 年テーマ別評価「“Leave No One Behind” 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書²⁵](#)を参照のうえ、事後評価対象案件の評価設問を設定する。

【LNOB の視点にたった設問例】

評価項目	評価設問
妥当性	・ 案件形成時に、受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々がいないか適切に検討が行われたか。 ・ 受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々の意見を聴き、適切な解決策を考案するプロセスを踏んでいたか。 ・ 事業の文脈において、恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々に対するリスクを回避する方策を十分にとり、事業の恩恵を受けられるような計画となっていたか。
整合性	・ 事業は包摂性や公平性に関する国際規約（例：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約等）や相手国の制度に整合していたか。 ・ 事業は包摂性や公平性に関する日本政府の方針（例：開発協力大綱、JICA 環境社会配慮ガイドライン、国別事業実施計画の該当箇所等）に整合していたか。 ・ 公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないために、JICA の他事業、他の開発協力機関等による支援との相互補完・調和・協調がなされていたか。
有効性	・ 公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果はどの程度か。 ・ 公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に生じた固有の成果はどの程度か。

²⁵ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/202203_01_ja_1.pdf

インパクト	・事業の受益者のうち、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して長期的・間接的・二次的・潜在的に意図した効果が生じることが予測できるか。 ・事業の実績や経験が将来的な別の政策・施策・事業の立案や実施においても、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に資する可能性があるか。 ・公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して意図しない正負の現状確認できる結果があるか。
効率性	・事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々に対して講じた方策は、計画された予算・期間の下で達成されたか。
持続性	・公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果の継続が適切に計画されているか。 ・事業で確立した行政サービスや制度は、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないように今後も波及・維持されていくか。

「人々のウェルビーイング (People's Well-being)」の視点に立った事後評価

DAC 評価基準の改定に伴い、2020 年度に JICA 事業評価基準を改定し、新たに「人々のウェルビーイング (People's Well-being)」の視点が導入された。事後評価では、個別の評価対象案件の業務仕様書の記載に基づき、既存資料、関係者ヒアリング、定性調査、定量調査で把握できる範囲で、評価基準 6 項目の「インパクト」の項目において、「人々のウェルビーイング」の視点を加味して事後評価を実施する。事後評価における「人々のウェルビーイング」の視点の考え方と具体的な確認方法は以下の通りである。

1. 「人々のウェルビーイング」に関する考え方

【定義】

People's Well-being は一般的に人々のウェルビーイングや健康などと訳されるが、JICA 事後評価では、これを人々の命、暮らし、尊厳が守られ、満たされた状態と考える。この状態を把握するためには、人々の主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域を多面的・包括的に捉えるような枠組みが必要である。事後評価における「人々のウェルビーイング」の視点とは、主観的幸福度/生活満足度と各個別領域（表 1 を参照）の関係は階層的な考え方であるというアプローチを採用し、各個別領域の充足度合いが「人々のウェルビーイング」を規定し、主観的幸福度/生活満足度という形で表現されるものとする。

「人々のウェルビーイング」と人間の安全保障は相互補完的な概念であると言える。人間の安全保障とは、多様な脅威と人・組織・社会の脆弱性に焦点を当て、人々の保護とエンパワメントを通じて、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ尊厳を全うできる弾力性のある強い社会を作る、言い換えると、人々の命、暮らし、尊厳を守ることを目指す概念であり、アプローチでもある²⁶。

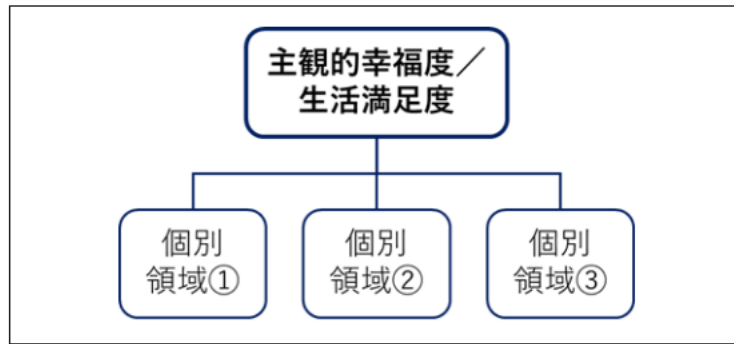
人間の安全保障が、様々な脅威により状況が悪化する危険性（ダウンスайдリスク）に直接関心を向け、現地の事情に即し、一人ひとりに焦点を合わせて、予防を重視しつつ包括的な解決策を求める枠組みと整理されるのに対して、「人々のウェルビーイング」は人間の安全が保障された状態、つまりこれらの脅威から自由となった、身体的、精神的、社会的に満たされた状態であるかを多面的に捉える概念だと考えられる。

従って、「人々のウェルビーイング」の視点を事後評価に取り入れ、事業がこの“状態”に与えたインパクトを、主観的幸福度/生活満足度の確認を起点に様々な角度から捉えようとする試みは、JICA 事業が「人間の安全保障」にどのように貢献したかを確認する一助になると考えられる。

【概念図】

階層的アプローチを示した図は以下の通りである。

²⁶ 詳細は、JICA 緒方研究所レポート「今日の人間の安全保障 Vol1. March 2022」を参照。（[Human_Security_Today_01.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/human_security_today/01.pdf)）



主観的幸福度／満足度と個別領域の関係

【個別領域】

主観的幸福度/生活満足度を規定する個別領域については、文化や歴史といったその国・地域特有の背景を理解する必要があり、具体的な事後評価への適用に際しては、個々の案件の文脈に応じて個別領域の内容（領域、項目、指標）を検討する必要がある。下記表 1 に示した「人々のウェルビーイング」の領域と具体的な項目・指標例を参照のうえ、事後評価対象案件や国の特性に応じて、評価方針の段階で「人々のウェルビーイング」の視点の確認方法を整理する。

表 1 「人々のウェルビーイング」の領域と各領域における項目・指標例	
領域	項目・指標例
所得・資産	- 世帯所得 - 世帯の保有資産 - 所得格差
住居	- 住宅の有無 - 住宅の質（部屋数、屋根の素材、状態）
健康	- 体の健康（母子保健、栄養・子どもの発達、感染症を含む） - 心の健康
教育	- 読み書き - 基本的計算能力 - 修業年数
環境	- 自然環境からの悪影響（大気汚染、森林火災、海洋ゴミ等） - 自然環境へのアクセス（緑地等）
社会的つながり	- 地域とのつながり（社会的支援の享受・提供の有無を含む） - 家族とのつながり - 自由意思が社会から尊重されているか
安全	- 犯罪 - 事故（交通事故） - 災害（気候変動による自然災害を含む） - 紛争や暴力（身体的、精神的、性的暴力）
ガバナンス ²⁷	- 行政機関への信頼度 - 住民の意思決定参加 - 差別や排除（ジェンダー、人種に基づく差別等）
仕事	- 就労の有無 - 仕事のやりがい（社会貢献しているという誇り、自信）
余暇	- 余暇・休息時間の確保 - 家族・友人等との時間の確保

²⁷ プロジェクトの対象地域の行政単位の特徴、及び支援範囲に応じて評価対象を選ぶ。

文化	・ 文化的行動規範の尊重（祭事、信仰を含む） ・ 母語の習得、保持
----	--

2. 「人々のウェルビーイング」の視点に関する「インパクト」の確認方法

【すべての案件】

すべての案件の事後評価において、評価基準 6 項目の「有効性・インパクト」を確認する際、事業効果指標の達成状況²⁸の確認に加え、「人々のウェルビーイング」の観点から、それ以外のインパクトの有無を、既存資料・公表データ、定性調査（受益者や事業関係者へのインタビュー調査等）等から分かる範囲で確認する（例：ある海上安全案件において、海上ミッション派遣率やエネルギー安全保障への貢献が事業効果指標として設定されていた。特に「人々のウェルビーイング」の詳細分析は指定されていなかったが、関係者ヒアリングを行う中で、漁業従事者たちの日々の安心感、満足感にも繋がっていることが確認されたので、「その他正負のインパクト」として報告した）。

【詳細分析の対象案件】

業務仕様書において、「人々のウェルビーイング」の詳細分析が指定された案件については、既存資料等の確認、定性調査（受益者へのインタビュー調査）に加え、「人々のウェルビーイング」の観点から以下の手順に沿って調査を進める。

A. 事前の準備（評価方針の作成段階）

- (1) 評価方針の段階で、主観的幸福度/生活満足度を規定する個別領域と具体的な質問項目・指標につき、文化や歴史といったその国・地域特有の背景を踏まえ、慎重に検討する（表 1 を参考に、必要に応じて取捨選択、又は新しい領域や項目を追加して質問項目を整理していく。例えば、母語が失われることが危惧されているような地域では“文化”に注目する、民族間の争いがあった地域では“ガバナンス”や“社会的つながり”に注目する等）。事業効果指標として設定された領域については通常通り調査するので、「人々のウェルビーイング」の質問項目として改めて聞く必要はない点に留意しつつ意図しないインパクトを見落とすことのないよう、評価設問はある程度幅広く想定し、方向性を提案する（例：ある農村道路整備案件において、建設距離、農産物の出荷量、市場へのアクセス改善などが事業効果指標として想定されたが、受益者へのインタビューを通じて、家族や友人と過ごす時間が増え人間関係が改善した、山道で熊に遭遇することがなくなり、より安全になった等、意外なインパクトが確認された。このように、事業効果として設定されている効果以外に、生み出された可能性のある影響や変化について広く提案する）。

B. 第 1 次現地調査と検討会

- (2) 関係者ヒアリングや通常の定性調査（受益者インタビュー）を実施し、事業効果指標の達成状況を確認する。
- (3) 現地調査で得られた情報を踏まえ、事業効果としては計画時に想定されていなかったが、事業を実施した結果として発現した可能性がある副次的効果、または事業効果発現の結果として生まれた可能性のある長期的なインパクトについて考察する。比較表を作成する段階で、現地調査結果を踏まえ、特に重要性・関連性が高いと考えられる主観的幸福度/生活満足度の個別領域と具体的な質問項目・指標を絞り込み、第 2 次調査の段階で対象とする地域やインタビュー対象者の選定方法等の詳細を提案する。
- (4) 検討会において「人々のウェルビーイング」調査の内容について評価部と協議し、確定する。

²⁸ 技協案件ではプロジェクト目標・上位目標の指標であり、資金協力案件では定量的効果・定性的効果として設定されている指標。事前評価表に記載された指標、もしくは事業実施中・完了後に再設定された指標を指す。

- (5) 確定した内容に合わせて質問票を作成し、質問の意図や現地の人々に伝わりやすい適切な表現方法について現地調査補助員と話し合い、綿密な事前調整を行う。特に「人々のウェルビーイング」の領域とその項目・指標例について注意して説明し、現地調査補助員に各領域に含む項目や指標について現地の人々が想像しやすいキーワードを確認する。（例えば、領域「資産」の場合、「資産」と聞いてイメージするものは回答者の文化的背景により異なる可能性があり、特に質問者である日本人と現地の人々ではそのイメージが異なる可能性が高いため、例えば、現地の方々が具体的にイメージしやすい「家屋」「家畜」といった用語を用いるようにする）調査開始前に現地調査補助員に、現地の人々が「人々のウェルビーイング」の「領域」に関し、より具体的にイメージできる用語について、意見を聞くことにより、現地の人々の慣習や文化的背景への理解を深め、より適切な回答が得られようにする。

C. 第2次現地調査とその後

- (6) 評価者は「人々のウェルビーイング」調査の対象となった事業サイトを訪問し、「人々のウェルビーイング」調査を実施。まず裨益者の主観的幸福度／生活満足度の事業前後の変化を確認する（サイトやインタビュー対象者の選定方法は検討会で確定した内容、調査の規模は指示書に従う）。

➤ 具体的な質問文例²⁹

- Compared to XX years ago, are you more or less satisfied with your life overall?
1. Much less satisfied 2. Less satisfied 3. No change
4. More satisfied 5. Much more satisfied

- (7) 主観的幸福度／生活満足度に変化があった場合は、その変化に影響を与えた要因について、設定した各個別領域の観点から検討を行う。回答が「変化なし」であった場合、それ以上「人々のウェルビーイング」の質問を続ける必要はない。他方で、上記(2)の事業効果指標の達成状況と、上記(5)の「インタビュー対象者の主観的幸福/生活満足度の確認結果」に乖離があった場合（事業効果指標を達成しているのに人々の生活満足度が下がっている、又は事業効果指標を達成していないのに人々の生活満足度が上がっている）は、計画時に想定されていなかった思わぬインパクトが発現した可能性が高い。このようなケースにおいては特に注意深く確認する必要があることを認識したうえで検討を進める。

- (8) 主観的幸福度／生活満足度の変化に影響を与えた要因を確認する際は、オープン・クエスチョン方式ではなく、各個別領域のそれぞれについて、影響の有無とその内容を具体的に聞くことが望ましい。また、インタビュー対象者が話しやすい言語、理解しやすい表現方法を検討し、適宜言い換える、又は補足することとする。

➤ 具体的な質問文例

- Q1. Are the following aspects related to the changes in the level of your life satisfaction?
1. Household income/assets Yes/No
2. Income inequality Yes/No
3. Availability of housing Yes/No
4. ...
- Q2. As for the aspects in which you answered “Yes” in Q1, a) how is it related to the changes in your life satisfaction, and b) why did it happen?

- (9) インタビュー対象者に質問する際、インタビュー対象者のバイアスを最小化するために、明示的に事業と紐づけた質問は避けるようにする。「事業によってどのような変化が起こったか」という聞き方を避け、「どのような変化が起きたのか、そしてそれはなぜ起こったか」という点を可能な限り二

²⁹ ここであげる質問文例はあくまで一例であり、実際には現地の文脈やプレテストの結果等を踏まえて、適切な質問文の検討を行うことが必要である。（通常の社会調査と同様）

ュートラルに聞き、その上で、起きた変化とその理由についての回答を評価者が吟味し、事業との関係性を見いだせるかを判断する（事業とは全く関係のない要因で主観的幸福ウェルビーイング度／生活満足度が変化する可能性はあるが、そのような話になった場合には深掘はせずに次の質問に進む。事業と関係のありそうな要因のみ出来る範囲で深掘の質問をして情報収集するものとする。事業と関係のない要因について後日報告する必要はない）。

- (10) 以上の手順より、事業の潜在的な便益やリスクを深く分析・確認したうえで、得られた情報、教訓等を比較表に追記し、評価部に提出する。レーティングに影響を及ぼす場合、または重要な提言・教訓が導出される場合は、必要に応じて評価部と別途協議の機会を設ける。
- (11) 上記（10）の検討結果を踏まえ、事後評価報告書を作成する。仕様書に規定がない限り、別途詳細分析ペーパー作成の必要はない。

3. 「人々のウェルビーイング」を加味した評価判断と留意点

【評価判断】

- 既存資料の確認、関係者インタビュー、定性調査の一環として実施した「人々のウェルビーイング」に関する調査の結果、事業効果指標として設定されたインパクトに加え、「人々のウェルビーイング」の視点から、「その他正負のインパクト」が確認できた場合は、報告書の「その他正負のインパクト」の欄に記載する。「その他正負のインパクト」は、あくまで事業効果指標の副次的な位置づけであるため、そのインパクトの大きさ・深刻度に応じて、有効性・インパクトのサブレーティングへの反映の要否を検討する。個別のエピソードとして記載する場合は、コラムにすることも可。
- また、定性調査の結果が、すべての受益者の主観的幸福度/生活満足度を代表するとは必ずしも言えない点に留意し、可能な限り複数の情報源をもとに、「その他正負のインパクト」の発現状況を確認したうえで、有効性・インパクトの評価判断を行う。
- なお、事業効果指標として設定されていない「その他正負のインパクト」が生じていたことが確認され、他案件に示唆を与えるものであると判断された場合、教訓を導くことも検討する。

【留意点】

- JICA 事業の中には、行政機関の体制の構築、開発モデルの全国展開、経済活動の促進等を事業目的としており、中央政府や地方政府の事業実施機関が直接受益者として位置づけられ、最終受益者の変化について計画段階で明示的に記載していない事業もある。事後評価時に「人々のウェルビーイング」の視点を考慮して、最終的に効果が及ぶと考えられる一人ひとりの人間へ注目し、直接受益者ならびに最終受益者がそれぞれ置かれた個別の状況を把握することにより、事業によるインパクトの発現状況をより多面的に確認することにつながると考えられる。
- この手法は、受益者の主観的幸福度／生活満足度の変化に関する問いかけをきっかけとして、その変化をもたらした要因について、「人々のウェルビーイング」を規定する個別領域の観点から、インパクトの有無を定性的に確認分析するものであり、主観的幸福度／生活満足度自体に事業が与える影響の大きさについて定量的な測定、価値判断を行うものではない。
- 受益者の回答から「その他正負のインパクト」が示唆され、外部評価者がデータによる裏付けが必要であると判断した場合は、リソースが許す範囲で補完的な情報（公表された統計資料等）を収集し、主観的側面、客観的側面の両面から確認することも考えられる（例：多数の住民が「治安が良くなった」と回答した場合に、地域の犯罪件数の推移等のデータを合わせて確認する）。

参考文献

テーマ別評価「Human Well-being/Happinessに関する評価手法」最終報告書³⁰

以上

³⁰ 「人々のウェルビーイング」の背景、調査手法、質問項目等についての詳細は、テーマ別評価「Human Well-being/Happinessに関する評価手法」最終報告書を参照。

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/theme.html)

紛争影響国・地域に留意した事後評価の視点

紛争影響国・地域の事業については、以下の視点に留意して、新評価 6 基準に基づき事後評価を実施する。

<妥当性の評価視点>

共通の視点	紛争影響国・地域の事後評価の視点
相手国政府の開発政策	タイミング □ 和平交渉の進捗や和平の達成及び現地の政治・治安・社会情勢との関係から、事業を開始するタイミングは適切か。 政治的・政策的意義 □ 相手国政府の政治的・政策的な意義及び平和構築の観点からの政策的意義・意味合いは何か。
相手国の開発ニーズ	不安定要因・安定要因と案件の関係の明示 □ 既存の国・地域レベルの紛争分析を基に、不安定要因・安定要因を把握し、現地情勢及び不安定要因との関係から見た案件の妥当性及び意義を整理し、事後評価の基礎情報とする。 □ 事業の計画段階から、紛争分析で特定した不安定要因・安定要因と案件との関係・論理を明確にし、事前評価表に平和構築と案件の位置付けを明記されているかを確認する。 地域・受益者グループの選定 □ 当該地域・グループを選定することにより、不安定要因を縮小させるような配慮がなされているか、または、不安定要因を助長するリスクはないか。あるいは、当該地域・グループを選定することにより、平和の促進につながるか。 □ リスクがある場合、回避するための対策はとられているか。
公平な社会参加が阻害されている人々への配慮・公平性	公平性 □ 異なる／対立する民族、異なる／対立する政治的バックグラウンドを持つコミュニティグループ、実効支配地域の住民とその他地域の住民、国内避難民とホストコミュニティなど受益者の差異に配慮し、均等な効果を得るような案件形成・実施を行ったか。 □ 事前評価時の想定に基づいて上記のような実施を行ったか。リスクがある場合には回避するための対策はとられているか。
事業計画やアプローチ等の適切性	事業内容 □ 事業の形成段階から政治・治安情勢の見通しやリスクを予め想定し、情勢変化による影響を可能な限り減じるための方策を事業計画に盛り込み、事前評価表で提示しておくと共に、そうした状況においても事業を実施する妥当性・意義について明確に説明されているか。 □ 事業内容により不安定要因の縮小に直接・間接的に貢献する可能性があるか、あるいは無意識の内に紛争を助長する可能性がないか。さらに、助長してしまうリスクがある場合には、リスクを回避するための対策はとられているか。 実施体制

	□ 当該機関をカウンターパート、または実施/協力機関とする事により、政治的・社会的に見て負のインプリケーションはないか、あるいは不安定要因を助長するリスクはないか。または当該機関を C/P とすることで当該国・地域の平和促進、不安定要因の回避につながるか。 □ JICA や相手側実施機関のリスク・危機管理、安全管理等の体制を適切に反映し、事業全体が紛争の影響を最小限に留める計画になっているか。 「主体的な観点からの振り返り」の利用 □ 「主体的な観点からの振り返り」の実施を通じて、事業計画・実施時のコンテキストを丁寧に振り返る。 □ 「主体的な観点からの振り返り」の結果を 6 項目に基づく評価判断に利用する場合は、評価部に確認の上で利用する。 プロセスを十分加味して評価することの重要性 □ 事業計画や、「情勢の変化」「変遷するニーズ」へのアプローチ（例：柔軟性、迅速性、即応性）が適切だったことにより平和構築の視点で重要な効果が発現しているか。 □ 平和構築の他案件にも示唆を与えるような内容（例えば、新たな分野、地域、手法、アプローチ等、平和構築の文脈で特筆すべき意欲的な取組）があるか。 事業実施期間中の外部条件の変化 □ 政治や治安の不安定さから、事業期間中に事業がどのような影響を受けたか。 □ 政治状況、治安状況の変化等に留意しつつ妥当性を確保するためにどのような調整・働きかけが行われたか。
--	---

＜整合性の評価視点＞

共通の視点	紛争影響国・地域の事業評価の視点
日本政府・JICA の開発方針との整合性	政治的・政策的意義 □ 日本政府としての政治的・政策的な意義及び平和構築の観点からの政策的意義・意味合いは何か。
JICA の他事業、他の開発協力機関等による支援との相互補完・調和・協調	内的整合性・外的整合性 □ 別の JICA 事業及び他の日本の事業との連携により平和構築の観点から政策的意義、意味合いがあるか、連携の成果は何か。 外的整合性 □ 人道支援を実施する機関（UNHCR、PKO 等）や復興支援のための各種マルチドナートラストファンド等との連携が想定されているか。想定される連携の成果は何か。 □ 計画時に想定された連携のあり方が変化した場合は、連携に至った経緯、その成果は何か。 □ ドナー協調の枠組みの中における JICA の果たすべき役割、連携の成果は何か、JICA の得意分野や強みを発揮できるか。
国際的な規範・基準について	SDGs への貢献 □ SDG16「平和と公正をすべての人に」をはじめとする SDGs の各ターゲットに対し、具体的な取組や期待されている成果が示されているか。

<有効性の評価視点>

共通の視点	紛争影響国・地域の事業評価の視点
事業の実施プロセスにおけるリスク	- 計画時に治安の悪化や情勢変化等の外部条件・前提条件が崩れた際の事業への影響を減らすための方策が考慮されていたか。 - 治安の悪化や情勢変化により成果の達成度に影響があったか、その場合、どういった対策が執られたか。
直接的な結果、短期的効果の実現状況。期待された事業の効果の目標年次における目標水準の達成度	受益者間における結果や事業効果の違い 「受益者」にどのような人・グループが含まれているのか。その関係性も確認した上で、目標値の達成度を受益者間の違いを踏まえて確認する。
指標・目標の設定	指標・目標設定の適切性の再検討 - 事業実施中に、PNA の視点でスコープや PDM の変更を行うのが前提であるが、急激な情勢変化で変更ができなかった場合は、予め設定された指標・目標値（技プロの場合は、PDM）は適切か確認する（特に能力強化の達成度について、ベースラインからの達成度が通常の案件に比べて高くなく、また目標値には達してなくとも、様々な紛争による外部要因の中でどのような対応が講じられたかを確認し、事業の本質的な目的が変化したのかを見極めて分析する）。 - 外部要因により事業の計画が変更となった場合には、PDM の改訂やロジックの再整理を行う。急激な情勢変化等により PDM の改訂が難しい場合は、他の文書に記録が残っているか。 - 上記で指標・目標値が適切でない場合は、事後評価時にロジックを再整理し、代替指標を設定して分析を行うことも検討する。 実施中の大きな変更に伴い、アウトカムの変更が発生した場合の対応 - 相手国側と合意している場合、合意している変更後のアウトカムに基づき事後評価を実施する。 - 相手国側との合意文書や記録が残っていない場合、変更計画やアプローチ（例：柔軟性、迅速性、即応性）が適切だったことにより平和構築の視点で重要な効果が確認できた場合、どのような効果の発現が想定されていたか。実施中にどのような変化が起こってどのような対応がとられたか。それがどのように目標達成や成果の発現に影響したのかを確認した上で評価判断に加味する。

<インパクトの評価視点>

共通の視点	紛争影響国・地域の事業評価における視点
上位目標の達成	上位目標の目標値の変更・代替指標の検討 - 上位目標の指標のデータを入手することが困難、または現実的に達成が難しいと思われる野心的な目標値が設定されている場合は、指標や目標値を設定した背景を調査した上で、代替指標を置くことを検討する（計画時に目指した真の目標値が確認でき、ロジックから鑑みて適切である場合のみ）。 - 上位目標にマクロ経済社会指標が置かれていないか。事業効果の貢献を考慮し、貢献度が希薄（事業効果以外の外部要因が多い）な場合は、より適切な代替指標の提案を行う。

その他のインパクト	不安定要因へのインパクト - 事業を実施することによって、不安定要因に対し、直接的／間接的にポジティブなインパクトを与えたか。 - 事業を実施することによって、直接的／間接的であれ、意図しないネガティブな影響を与えるリスク、あるいは不安定要因を助長するリスクはないか。
公平な社会参加を阻害されている人々への配慮・公平性	公平な社会参加を阻害された人々に対する配慮・公平性 - 紛争分析等で明らかにされた「公平な社会参加を阻害されている人々」（例えば、民族的、宗教的、政治的なマイノリティ、難民・国内避難民等）に対して正の影響はあるか、事業ではどのような配慮を行っていたか。 - SDGs の理念「誰一人取り残さない」という視点から配慮されていたか。
人々のウェルビーイング（Well-being へのインパクトに関し詳細分析を実施する場合）	平和構築への貢献の視点例 - 安心感の醸成がみられたか。 - 行政との関係性が改善されたか。 - 行政の役割が理解されたか。 - 対立したグループとの関係性が改善したか。 - 公共サービスのアクセスが変化したか。 - 開発事業（技術訓練・生計向上支援等）の実施が自尊心の向上につながったか。 - 開発事業の実施が安心感につながったか。

<効率性の評価視点>

共通の視点	紛争影響国・地域の事業評価における視点
アウトプット及びインプット	事業スコープの増減の妥当性 - 情勢やニーズの変化によるスコープの増減や、治安悪化による変更、遅延等が起きていなかったか。 - 変更の理由や背景について十分理解した上で妥当性を判断する、ただし、アウトプットやアウトカムにあたる「開発効果」には平和構築に資する効果も含まれることに留意する。 コスト・期間の事前事後の比較 - 変更の妥当性が認められる場合、計画値に変更後の分を加えて調整した値と実績値を比較しているか。

<持続性の評価視点>

共通の視点	紛争影響国・地域の事業評価における視点
事業効果の持続性 （政策・制度、組織・体制、技術、財政面）	他 JICA 事業や他ドナー等から支援を受けている場合 - 他 JICA 事業や他ドナーが事業の効果継続に関連する支援を実施していないか。 - 行っている場合は、実施機関のみならず、これら他ドナーからの支援も含めて持続性を評価する。 実施機関以外にも能力強化を行っている場合 - 実施機関以外にも能力強化された関係機関により事業効果の継続・展開が実施されていないか。 - 実施機関のみならず、効果の継続を行っている主体の分析を行い持続性

	の評価対象に加味する。 プロジェクトで雇用したナショナルスタッフ等は事後評価時点で事業効果継続の一助になっていないか。
リスクへの対応	事業の実施プロセスにおけるリスク (計画／審査時に想定されたリスク) - 治安の悪化や情勢の変化により、持続性に影響があったか、事業への影響を減らすための方策が考慮されていたか。 - 事業完了後に起きた想定しえない大規模な内戦や騒擾については、外部要因であり、持続性の「リスク」として想定していないことに留意。
外部要因の取扱い	事業完了後に大規模な内戦や騒擾、政治的变化が起きた場合 - 事業完了後に、計画時点に想定しえなかった騒擾等で影響を受けた場合は、騒擾等が起きなかった場合を推測して評価を行う（代替指標を設定する等）。 - 評価時点の効果はどの程度継続されているか。 - 事業の効果はどの程度残っているか。 - それにより将来的に効果の継続が期待できることが合理的に説明できるか。 - 政治的变化により事業の効果発現に根本的な影響を与えた場合、政治的变化を外部要因として扱うケースもある。
運営維持管理の状況	パイロット事業の位置づけ - パイロット事業の実施の目的はなにか（そのものが目的であったのか、モデル構築等のためのツールとして実施されたのか）。 事後評価のタイミングが通常より大幅に年月が経過している場合 - 目標年の効果状況のデータ・情報が入手できない場合は、事後評価時点でアウトプットが機能していれば、完成後からも機能していたと推論し、事後評価時点に重点をおいて判断する。

＜ノンスコア項目（適応・貢献、付加価値・創造価値＞

ノンスコア項目	本項目の要素が評価全体に及ぼす影響が大きいと判断される場合、レーティング・評価判断への反映について評価部に相談する。 適応・貢献 - 実施中の治安悪化等により事業体制を変更した場合、事業の運営管理の工夫、事業を通じた相手政府との信頼関係の構築等 JICA の役割・貢献は何か。 - 役割・貢献については、平和構築室からのブリーフィングや「主体的な観点による振り返り」を通じた分析を活用する。 付加価値・創造価値 - JICA による意欲的な取組みは何か。 - 複数分野（マルチセクター）でのアプローチの採用等意欲的なアプローチは何か。 - 事業を通じて得られた新たな知見の共有・発信があったか。
---------	---

以上